

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年3月30日
【計算期間】 第14期（自 平成22年11月1日 至 平成23年10月31日）
【ファンド名】 外貨建マネー・マーケット・ファンド（GAIKADATE MONEY MARKET FUND）
【発行者名】 ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（JAPAN FUND MANAGEMENT（LUXEMBOURG）S.A.）
【代表者の役職氏名】 取締役 堀江 徹
取締役 神津 剛志
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン
ン通り 1 B
（1B, Rue Gabriel Lippmann L-5365 Munsbach, Grand Duchy of
Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 三浦 健
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03（6212）8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注1）米ドル、英ポンドおよびユーロの円貨換算は、平成24年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.38円、1英ポンド＝120.07円および1ユーロ＝100.49円）による。

（注2）トラストは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、米ドル・ポートフォリオ、英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオの受益証券はそれぞれ米ドル建て、英ポンド建ておよびユーロ建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り各サブ・ファンドの基準通貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（以下「ルクセンブルグ投信法」という。）パート の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人（以下「受益者」という。）との間の契約（約款）によって設定されたアンブレラ型オープン・エンド型の共有持分型投資信託である。トラストのサブ・ファンドである外貨建マネー・マーケット・ファンド - 米ドル・ポートフォリオ（以下「米ドル・ポートフォリオ」という。）、外貨建マネー・マーケット・ファンド - 英ポンド・ポートフォリオ（以下「英ポンド・ポートフォリオ」という。）および外貨建マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・ポートフォリオ（以下「ユーロ・ポートフォリオ」という。）の受益証券は、需要に応じて、いつでも、その時の純資産価格で販売され、また受益者の要求に応じて、いつでも、その時の純資産価格で管理会社が買い戻すという仕組みになっている。

米ドル・ポートフォリオ、英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオは、アンブレラ型契約型ファンドであるトラストのサブ・ファンドである。現在、トラストは、前述の3つのポートフォリオで構成されている。（以下、サブ・ファンドを個別にまたは総称して「ファンド」という。）管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、他のサブ・ファンドを追加設立することができる。

米ドル・ポートフォリオ、英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオは、質の高い証券および金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することを目的とする。管理会社は、1口当たりの純資産価格を米ドル・ポートフォリオは1セント（0.01米ドル）、英ポンド・ポートフォリオは1ペンス（0.01英ポンド）、ユーロ・ポートフォリオは1ユーロ・セント（0.01ユーロ）に維持するよう最善を尽くすものとする。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

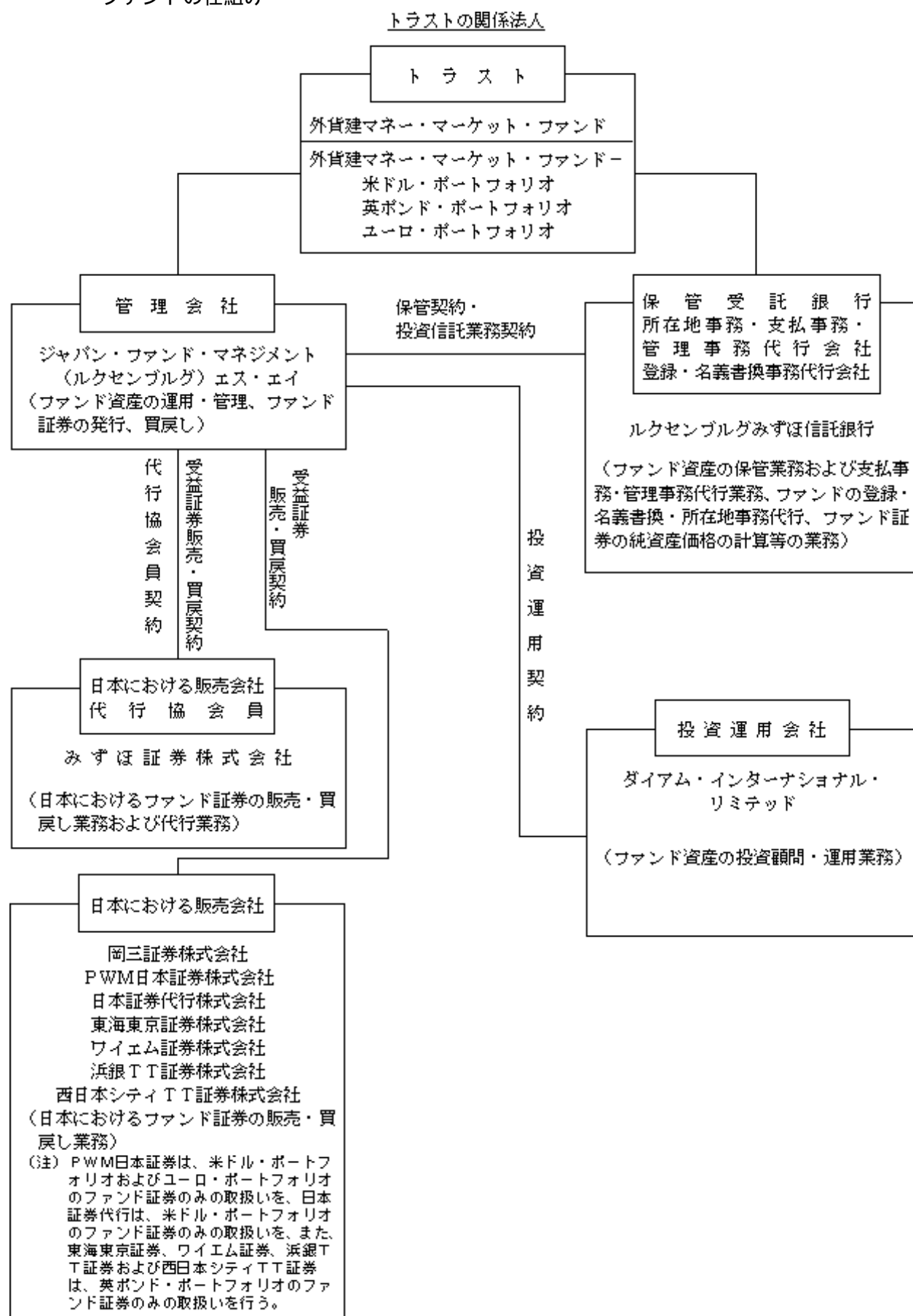
ファンドは、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券規制当局委員会（CESR）のガイドライン（10-049）（随時改訂済）により「短期マネー・マーケット・ファンド」として運用されている。欧州証券規制当局委員会は、2011年1月1日付で欧州証券監督機構（ESMA）に承継された。

（2）【ファンドの沿革】

1994年1月28日 管理会社の設立
1997年9月11日 トラスト約款締結
1997年10月9日 米ドル・ポートフォリオの運用開始
1998年8月13日 英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオの運用開始
1998年12月17日 改定約款締結
2001年5月21日 管理会社名称変更
2004年3月16日 トラスト約款変更（2004年4月2日効力発生）
2011年7月21日 トラスト約款変更（2011年7月26日効力発生）
2012年3月23日 トラスト約款変更（2012年3月31日効力発生）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.）	管理会社	1997年9月11日付（1997年10月8日に効力発生）（最終改正は2012年3月23日（2012年3月31日に効力発生））で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
ルクセンブルグみずほ信託銀行（Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.）	保管受託銀行 所在地事務・支払事務・管理事務代行会社 登録・名義書換事務代行会社	1997年9月11日付（最終改正は2007年9月11日（2007年4月1日に効力発生））で管理会社との間で保管契約（注 ¹ ）を締結。ファンド資産の保管業務、支払事務代行業務について規定している。 1997年9月11日付および1998年8月13日付（最終改正は2012年3月23日（2012年3月31日に効力発生））で管理会社との間で投資信託業務契約（注 ² ）を締結。ファンドの登録・名義書換事務代行業務、所在地事務代行業務およびファンド証券の純資産価格の計算等について規定している。
ダイアム・インターナショナル・リミテッド（DIAM International Limited）	投資運用会社	2012年3月23日付で管理会社との間で投資運用契約（注 ³ ）を締結。ファンド資産の投資顧問・運用業務について規定している。
みずほ証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	1997年9月11日および1998年7月21日付で管理会社との間で代行協会員契約（注 ⁴ ）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 1997年9月29日および1998年7月24日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注 ⁵ ）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。
岡三証券株式会社	日本における販売会社	1997年9月29日および1998年7月24日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注 ⁵ ）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。
PWM日本証券株式会社	日本における販売会社	2003年3月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注 ⁵ ）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
日本証券代行株式会社	日本における販売会社	2004年3月16日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。
東海東京証券株式会社	日本における販売会社	2008年3月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。
ワイエム証券株式会社	日本における販売会社	2008年3月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。
浜銀ＴＴ証券株式会社	日本における販売会社	2009年3月23日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。
西日本シティＴＴ証券株式会社	日本における販売会社	2010年4月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注5) を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務について規定している。

（注１）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行および所在地事務・支払事務・管理事務代行会社がファンド資産の保管業務、支払事務代行業務等を行うことを約する契約である。

（注２）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務代行会社がファンドの登録・名義書換事務代行業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務を行うことを約する契約である。

（注３）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資顧問・運用業務を行うことを約する契約である。

（注４）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券１口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注５）受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年8月10日の商事会社に関する法律（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1994年1月28日に設立された。

1915年8月10日の商事会社に関する法律（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

2010年12月17日の投資信託に関する法律第16章に基づき、投資信託の管理会社としての資格を有している。

（ ）事業の目的

目的は、投資信託の設立、管理および運営、および、資産に対する不可分の共有持分権を証明する証書または文書の発行を行うことである。

管理会社は、かかる投資信託の管理、運営および宣伝に関わるあらゆる活動（投資信託のための契約の締結、証券の販売、購入、換金および交付、ルクセンブルグまたは海外の債務証券の登録簿への登録および譲渡、ならびに、投資信託および受益者のためのあらゆる権利および特典、とりわけファンド資産を構成する証券に付随するあらゆる投票権の行使など）を行う。これらの権限は、包括的

なものではなく、具体的なものとして考えられることとなる。

管理会社は、法律の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

（ ）資本金の額

管理会社の資本金は50万ユーロ（約5,025万円）で、平成24年1月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約2,512円）の記名式株式2万株を発行済である。

（ ）会社の沿革

1994年1月28日設立。

2001年5月21日名称をI B Jファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイからジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更。

（ ）大株主の状況

（平成24年1月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ルクセンブルグみずほ信託銀行	ルクセンブルグ大公国、 ミュンスバッハ L - 5365、 ガブリエル・リップマン通り 1 B	19,999株	99.995%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

トラストの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、トラストは、ルクセンブルグ投信法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）の通達等の規則に従っている。

（ ）準拠法の内容

民法

トラストは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。トラストは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）およびルクセンブルグ投信法に従っている。

ルクセンブルグ投信法

ルクセンブルグ投信法は、欧州議会および欧州理事会の2009年7月13日付通達（2009/65/CE）（以下「EU通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

イ．ルクセンブルグ投信法は、以下の5つのパートにより構成されている。

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）（以下「パート 」という。）

パート - その他の投資信託（以下「パート 」という。）

パート - 外国投資信託（以下「パート 」という。）

パート - 管理会社（以下「パート 」という。）

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託に適用される一般規定（以下「パート 」という。）

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取扱っている。

ロ．ルクセンブルグ投信法のパート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート UCITS」という。）としての適格性を有し、ヨーロッパ連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録されているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、かかる加盟国でEU通達が立法化されている範囲内で、その株式または受益証券を自由に販売

することができる。

ハ．ルクセンブルグ投信法第2条2項は、同法第3条を前提条件として、パート UCITSとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

A．公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／またはルクセンブルグ投信法の第41条(1)に記載される他の流動資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

B．投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

（５）【開示制度の概要】

（1）ルクセンブルグにおける開示

CS SFに対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、CS SFへの登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をCS SFに提出しなければならない。

さらに、後記「（６）監督官庁の概要（ ）財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、CS SFにより承認されなければならない。トラストの承認された法定監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル（PricewaterhouseCoopersS. à r.l.）のルクセンブルグ事務所である。さらに、トラストは、CS SFの1991年1月21日付IML通達91/75（随時改訂済）に基づき、CS SFに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

受益者に対する開示

トラストの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次財務報告書および未監査の半期財務報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において公表され、受益者はこれ入手することができる。

なお、約款の全文（その変更を含む。）はルクセンブルグの商業登記所において閲覧することができる。その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、受益者名簿記載の住所宛に各受益者に送付され、ルクセンブルグの法律で求められる場合、新聞およびメモリアルに公告される。

（2）日本における開示

監督官庁に対する開示

（１）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から交付の請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（２）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、トラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のトラストの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストはC S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

（ ）登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

U C I T Sで、欧州連合加盟国で設立され、かつE U通達の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるU C I T Sは、U C I T S所在国の所轄官庁がC S S Fに通知を行うとともに、所定の書類（届出書）を提出することにより、ルクセンブルグ国内において、販売することができる。U C I T S所在国の所轄官庁がC S S Fに対する通知をU C I T Sに通知することにより、U C I T Sは、当該通知日以後ルクセンブルグ市場において販売ことができ、ルクセンブルグにおける支払代理人として金融機関を任命することができる。

トラストは、パート U C Iとして設定されており、トラストの受益証券につき、E UまたはE U圏内のいかなる地域においても公衆に対する販売活動は行われない。

外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が、設立・設定された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

（ ）登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくはC S S Fに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

（ ）目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される英文目論見書は、事前にＣＳＳＦに提出されなければならない。ＣＳＳＦは、書類が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

（ ）財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびＣＳＳＦに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をＣＳＳＦに報告する義務を負う。監査人は、ＣＳＳＦが要求するすべての情報（投資信託の帳簿、記録を含む。）をＣＳＳＦに提出しなければならない。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

米ドル・ポートフォリオ

米ドル・ポートフォリオは、質の高い証券および金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することを目的とする。管理会社は、1口当たりの純資産価格を0.01米ドルに維持するよう最善を尽くすものとする。

英ポンド・ポートフォリオ

英ポンド・ポートフォリオは、質の高い証券および金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することを目的とする。管理会社は、1口当たりの純資産価格を1ペンス（0.01英ポンド）に維持するよう最善を尽くすものとする。

ユーロ・ポートフォリオ

ユーロ・ポートフォリオは、質の高い証券および金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することを目的とする。管理会社は、1口当たりの純資産価格を0.01ユーロに維持するよう最善を尽くすものとする。

（２）【投資対象】

米ドル・ポートフォリオ

米ドル・ポートフォリオの投資対象は、アメリカ合衆国政府またはその機関が発行する証券、コマーシャル・ペーパー（以下「CP」という。）、銀行引受手形、譲渡可能定期預金証書、定期預金証書および買戻し条件付契約（現先契約）等の米ドル建て短期債券および証券である。米ドル・ポートフォリオは、買戻し請求に適切に対応するため、金融市場証券の資産の一定割合を翌日満期の形で保有する。米ドル・ポートフォリオは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

米ドル・ポートフォリオは、法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない証券および証券のみに投資する。ポートフォリオ全体の証券および証券の加重平均残存期間は、60日を超えない。ポートフォリオ全体の証券および証券の加重平均残存年限は、120日を超えない。

米ドル・ポートフォリオ資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法上の「有価証券」に該当するものに投資される。

米ドル・ポートフォリオの投資証券は、主として以下のもので構成される。

アメリカ合衆国政府証券 - 米ドル・ポートフォリオは、元本および利息につき、アメリカ合衆国政府が発行または保証し、またアメリカ合衆国財務省の全面的な信用力によりサポートされた様々な短期市場証券に投資することができる。

アメリカ合衆国政府機関の証券 - 米ドル・ポートフォリオは、アメリカ合衆国政府関連企業、同機関および国際機関が発行する様々な債券に投資することができる。かかる証券は、財務省の直接債務ではないが、アメリカ合衆国政府の支援やアメリカ合衆国政府機関または同企業の保証が付されている。

銀行債務 - かかる債務には、譲渡可能定期預金証書、銀行引受手形、および定期預金証書が含まれるが、これらに限定されない。アメリカ合衆国の銀行債務への米ドル・ポートフォリオの投資は、一流のアメリカ合衆国の銀行（外国銀行の支店を含む。）の債務に限り、投資時に、10億米ドル超の総資産を有する連邦準備銀行制度の構成員であるか、または通貨会計監査院による監査を受けているかもしくは連邦預金保険会社によりその預金に保険が付されている銀行の債務に限られる。アメリカ合衆国以外の銀行債務への米ドル・ポートフォリオの投資は、一流の銀行の債務に限り、投資時に（ ）100億米ドル超（または他通貨での相当額）の総資産を有し、（ ）総資産で（アメリカ合衆国外の）世界の75位以内の銀行であり、（ ）アメリカ合衆国内に支店または代理機関を有し、（ ）米ドル・ポートフォリオの投資運用会社の判断で、米ドル・ポートフォリオが買付けることのできるアメリカ合衆国の銀行債務と同じ程度の投資適格性を有する銀行債務に限られる。

定期預金証書は、アメリカ合衆国の銀行の海外支店またはアメリカ合衆国外の銀行の債務であり、確定金利が付され確定満期日に支払われる。米ドル・ポートフォリオは、満期前の引出しに解約違約金が課される定期預金には投資しない。

企業の短期債務証券 - 米ドル・ポートフォリオは、C P (短期資金需要のため企業の発行する短期、無担保の約束手形) に投資することができる。

米ドル・ポートフォリオは、また、金融市場証券と考えられている、法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない転換不能の企業債務証券(ボンド、ディベンチャー等)に投資することができる。

米ドル・ポートフォリオは、証券または証書にのみ投資することができ、C P は、スタンダード・アンド・プアーズ・コーポレーション(以下「S & P」という。)の「A - 1」格以上またはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)の「P - 1」格以上の格付を有し、または格付がないものについては、投資運用会社の裁量によりそれらと同等と判断するものに限られる。米ドル・ポートフォリオが投資する社債は、ムーディーズの「A a」格またはS & Pの「A A」格以上の格付を有するものに限られる。

買戻し条件付契約(現先契約) - 米ドル・ポートフォリオは、かかるタイプの取引を専門とする高格付の金融機関(銀行、ブローカー・ディーラー等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(米ドル・ポートフォリオ)が債券を買付け、売主が合意された価格、日付、利息でその債券を買い戻すことに合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。対象となる証券は、アメリカ合衆国政府証券またはアメリカ合衆国の政府機関の証券のみであり、それぞれの場合保管受託銀行が対象となる証券または連邦準備制度理事会のブック・エントリー制度を採用する米ドル・ポートフォリオの受益権を保管する。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

買戻し条件付契約の存続期間中、米ドル・ポートフォリオは、() 契約の相手方当事者による証券の買戻しが遂行される前、または() 買戻し期間が経過するまでは契約の目的である証券を売却しないものとする。

米ドル・ポートフォリオは、常に受益証券の買戻し義務を充足できるレベルで購入した証券の重要性を維持することを確認する。

管理会社は、米ドル・ポートフォリオのために、いかなる種類の株式または出資に対しても投資をしてはならない。

米ドル・ポートフォリオの表示通貨は、米ドルとする。

英ポンド・ポートフォリオ

英ポンド・ポートフォリオの投資対象は、イギリス政府またはその機関が発行する証券、C P、銀行引受手形、譲渡可能定期預金証書、定期預金証書および買戻し条件付契約(現先契約)等の英ポンド建て短期債券および証書である。英ポンド・ポートフォリオは、買戻し請求に適切に対応するため、かかる証券または金融市場証券資産の一定割合を翌日満期の形で保有する。英ポンド・ポートフォリオは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

英ポンド・ポートフォリオは、法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない証券および証書にのみ投資する。ポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間は、60日を超えない。ポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限は、120日を超えない。

英ポンド・ポートフォリオ資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法上の「有価証券」に該当する証券に投資される。

英ポンド・ポートフォリオの投資証券は、主として以下のもので構成される。

イギリス政府証券 - 英ポンド・ポートフォリオは、イギリス政府が発行しまたは元本および利息について保証する様々な短期市場証券に投資することができる。

イギリス政府機関の証券 - 英ポンド・ポートフォリオは、イギリス政府関連企業、同機関および国際機関が発行する様々な債券に投資することができる。かかる証券は、イギリス政府の直接債務ではないが、イギリス政府の支援やイギリス政府機関または同企業の保証が付されている。

銀行債務 - かかる債務には、譲渡可能定期預金証書、銀行引受手形、および定期預金証書が含まれるが、これらに限定されない。イギリスの銀行債務への英ポンド・ポートフォリオの投資は、投資時に、10億英ポンド超の総資産を有する一流のイギリスの銀行(イギリス国外の支店を含む。)の債務に限られる。イギリス以外の銀行債務への英ポンド・ポートフォリオの投資は、一流のイギリス国外

の銀行の債務に限り、投資時に()100億英ポンド超(または他通貨での相当額)の総資産を有し、()総資産においてイギリス国外の銀行に関して世界の75位以内の銀行であり、()イギリス国内に支店または代理機関を有し、()英ポンド・ポートフォリオの投資運用会社の判断で、英ポンド・ポートフォリオが買付けることのできるイギリスの銀行債務と同じ程度の投資適格性を有する銀行債務に限られる。

定期預金証書は、イギリスの銀行の海外支店またはイギリス国外の銀行の債務であり、確定金利が付され確定満期日に支払われる。英ポンド・ポートフォリオの方針では、満期前の引出しに解約違約金がかかる定期預金には投資しない。

企業の短期債務証書 - 英ポンド・ポートフォリオは、C P(短期資金需要のため企業の発行する短期、無担保の約束手形)に投資することができる。

英ポンド・ポートフォリオは、また、金融市場証券と考えられている、法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない転換不能の企業債務証券(ポンド、ディベンチャー等)に投資することができる。

英ポンド・ポートフォリオは、証券または証書にのみ投資することができ、C Pは、S & Pの「A - 1」格以上またはムーディーズの「P - 1」格以上の格付を有し、または格付がないものについては、投資運用会社の裁量によりそれらと同等と判断するものに限られる。英ポンド・ポートフォリオが投資する社債は、ムーディーズの「A a」格またはS & Pの「A A」格以上の格付を有するものに限られる。

買戻し条件付契約(現先契約) - 英ポンド・ポートフォリオは、かかるタイプの取引を専門とする高格付の金融機関(銀行、ブローカー・ディーラー等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(英ポンド・ポートフォリオ)が債券を買付け、売主が合意された価格、日付、利息でその債券を買い戻すことに合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。対象となる証券は、イギリス政府証券またはイギリスの政府機関の証券のみであり、それぞれの場合保管受託銀行が対象となる証券を所有する。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

買戻し条件付契約の存続期間中、英ポンド・ポートフォリオは、()契約の相手方当事者による証券の買戻しが遂行される前、または()買戻し期間が経過するまでは契約の目的である証券を売却しないものとする。

英ポンド・ポートフォリオは、常に受益証券の買戻し義務を充足できるレベルで購入した証券の重要性を維持することを確認する。

管理会社は、英ポンド・ポートフォリオのために、いかなる種類の株式または出資に対しても投資をしてはならない。

英ポンド・ポートフォリオの表示通貨は、英ポンドである。

ユーロ・ポートフォリオ

ユーロ・ポートフォリオの投資対象は、EU加盟国が発行する証券、C P、銀行引受手形、譲渡可能定期預金証書、定期預金証書および買戻し条件付契約(現先契約)等のユーロ建て短期債券および証書である。ユーロ・ポートフォリオは、買戻し請求に適切に対応するため、かかる証券または金融市場証券資産の一定割合を翌日満期の形で保有する。ユーロ・ポートフォリオは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ユーロ・ポートフォリオは、法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない証券および証書のみ投資する。ポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間は、60日を超えない。ポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限は、120日を超えない。

ユーロ・ポートフォリオ資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法上の「有価証券」に該当する証券に投資される。

ユーロ・ポートフォリオの投資証券は、主として以下のもので構成される。

EU加盟国政府(以下「EU政府」という。)発行の証券 - ユーロ・ポートフォリオは、EU政府が発行したまたは元本および利息について保証する様々な短期市場証券に投資することができる。

EU政府機関の証券 - ユーロ・ポートフォリオは、EU政府関連企業、同機関および国際機関が発行する様々な債券に投資することができる。かかる証券は、EU政府の直接債務ではないが、EU政府の支援やEU政府機関または同企業の保証が付されている。

銀行債務 - かかる債務には、譲渡可能定期預金証書、銀行引受手形、および定期預金証書が含まれるが、これらに限定されない。EUの銀行債務へのユーロ・ポートフォリオの投資は、投資時に、10億ユーロ超の総資産を有する一流のEUの銀行(EU外の支店を含む。)の債務に限られる。EU以外の銀行債務へのユーロ・ポートフォリオの投資は、一流のEU外の銀行の債務に限り、投資時に()100億ユーロ超(または他通貨での相当額)の総資産を有し、()総資産においてEU外の銀行に関して世界の75位以内の銀行であり、()EU内に支店または代理機関を有し、()ユーロ・ポートフォリオの投資運用会社の判断で、ユーロ・ポートフォリオが買付けることのできるEUの銀行債務と同じ程度の投資適格性を有する銀行債務に限られる。

定期預金証書は、EUの銀行の海外支店またはEU外の銀行の債務であり、確定金利が付され確定満期日に支払われる。ユーロ・ポートフォリオの方針では、満期前の引出しに解約違約金が課される定期預金には投資しない。

企業の短期債務証券 - ユーロ・ポートフォリオは、CP(短期資金需要のため企業の発行する短期、無担保の約束手形)に投資することができる。

ユーロ・ポートフォリオは、また、金融市場証券と考えられている、法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない転換不能の企業債務証券(ボンド、ディベンチャー等)に投資することができる。

ユーロ・ポートフォリオは、証券または証書にのみ投資することができ、CPは、S & Pの「A - 1」格以上またはムーディーズの「P - 1」格以上の格付を有し、または格付がないものについては、投資運用会社の裁量によりそれらと同等と判断するものに限られる。ユーロ・ポートフォリオが投資する社債は、ムーディーズの「A a」格またはS & Pの「A A」格以上の格付を有するものに限られる。

買戻し条件付契約(現先契約) - ユーロ・ポートフォリオは、かかるタイプの取引を専門とする高格付の金融機関(銀行、ブローカー・ディーラー等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ユーロ・ポートフォリオ)が債券を買付け、売主が合意された価格、日付、利息でその債券を買い戻すことに合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。対象となる証券は、EU政府証券またはEUの政府機関の証券のみであり、それぞれの場合保管受託銀行が対象となる証券を所有する。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

買戻し条件付契約の存続期間中、ユーロ・ポートフォリオは、()契約の相手方当事者による証券の買戻しが遂行される前、または()買戻し期間が経過するまでは契約の目的である証券を売却しないものとする。

ユーロ・ポートフォリオは、常に受益証券の買戻し義務を充足できるレベルで購入した証券の重要性を維持することを確認する。

管理会社は、ユーロ・ポートフォリオのために、いかなる種類の株式または出資に対しても投資をしてはならない。

ユーロ・ポートフォリオの表示通貨は、欧州共通通貨であるユーロである。

(3) 【運用体制】

ダイアム・インターナショナル・リミテッドは、管理会社との間の2012年3月23日付の投資運用契約によって、トラストの投資顧問・運用業務を委任されている。

ファンドは、資産の保全、流動性の提供、収益の最大化を企図して運用され、ダイアム・インターナショナル・リミテッドの債券運用チームによって、そのポートフォリオおよびリスクが管理されている。

ダイアム・インターナショナル・リミテッドの債券運用チームは、総勢5名で構成されている。

運用にあたっては、アナリストらによる経済ファンダメンタルズ分析、金利分析(金利の方向性や期間構造の分析)、クレジット分析、テクニカル分析(市場タイミングや市場のセンチメントおよびモメンタムの分析)を通して、ダイアム・インターナショナル・リミテッドにおいては毎週および月1回開かれる運用会議において政策が確認され決定される。

ダイヤモンド・インターナショナル・リミテッドの債券運用チーム

H. Yamamoto 債券運用チーム責任者
（H. ヤマモト）

スペシャリスト	マーケット
G. Casella （G. キャセラ）	グローバル、米国
S. Pirie （S. ピリエ）	新興市場、外国為替市場
M. Togano （M. トガノ）	ヨーロッパンクレジット、ヨーロッパ
V. Ivone （V. イボネ）	ヨーロッパンクレジット

平成24年1月末日現在

（注）上記の運用体制は今後変更されることがある。

（４）【分配方針】

管理会社は、各ファンド証券の１口当たり純資産価格を米ドル・ポートフォリオでは0.01米ドル、英ポンド・ポートフォリオでは0.01英ポンド、ユーロ・ポートフォリオでは0.01ユーロに維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。新たに発行される各ファンドの受益証券については、当該ファンド証券の支払日（当日を含む。）から償還日（当日を除く。）（以下に定義する。）までの期間について、分配金が発生する。毎月の最終取引日に当該最終取引日の直前の日（当日を含む。）までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび/またはその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定される各ファンドの１口当たり純資産価格で自動的に再投資され、これにつき当該ファンドの証券が発行される。販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資にかえ、小切手または銀行送金により現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国の外国為替管理法令に従うものとする。

分配の結果、トラストの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限を下回ることとなるような場合には、分配を行うことができない。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、各ファンドに帰属する。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

管理会社またはその委任を受けた代理人は、各ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守する。

- 管理会社は、各ファンドのために、各ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する有価証券を保有することとなるような投資を行うことはできない。ただし、本制限は、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されない。
- 管理会社は、各ファンドのために、当該投資の結果、トラストが同一発行者の発行するいずれかの種類の有価証券の10%を超えて所有することとなるような投資を行うことはできない。管理会社は、当該購入の結果、いずれかの会社または団体のいずれかの種類の有価証券の15%を超えて、トラストと管理会社が運用する他の投資信託とが所有することとなるような購入はできない。本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されない。上記の10%および15%の制限（同種の有価証券または特定の種類の有価証券に関するもの）は、各ファンドが一発行体の１銘柄のすべての譲

渡可能定期預金証書またはＣＰを購入することを妨げるものではない。

- 3．管理会社は、支配または経営を目的として投資を行うことはできない。
- 4．管理会社は、各ファンドの純資産総額の５％を超えてオープン・エンド型の会社型投資信託の株式または契約型投資信託の受益証券に投資を行うことはできない。管理会社と共通の経営もしくは管理または直接もしくは間接の実質的保有の関係がある、管理会社または他の会社が運用する会社型投資信託の株式または契約型投資信託の受益証券への投資は、特定の地域または経済分野への投資を専門としてきた会社型投資信託または契約型投資信託の場合にのみ認められる。かかる場合、管理会社は、当該株式または受益証券に関する取引に関し、いかなる報酬または費用も請求することはできない。投資方針がファンドの投資方針に類似していない会社型投資信託または契約型投資信託に、投資を行ってはならない。さらに、プロモーターがファンドと同様である会社型投資信託または契約型投資信託に投資を行う場合、発行手数料またはその他の取得費用および運用報酬または顧問報酬を、かかる投資されたファンドの資産に対し、請求することはできない。ただし、管理会社の取締役会の決定に従い、トラストが、ルクセンブルグ投信法の第174条に基づき、金融市場証券を投資対象とする投資信託に適用される軽減税率に適格を有する期間、管理会社は、トラストのために、他の投資信託の株式または受益証券に対する投資は行わない。
管理会社は、各ファンドのために、（i）株式に投資を行う契約型投資信託の受益証券または（ ）会社型投資信託に投資してはならない。
- 5．管理会社は、各ファンドのために、不動産を購入してはならない。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくは不動産上の権利を担保としている証券、または不動産もしくは不動産上の権利に投資している会社が発行する証券を売買することができる。
- 6．管理会社は、各ファンドのために、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表章する有価証券に関する取引契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属も含まれる。ただし、管理会社は、各ファンドのために、商品により担保されている有価証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の有価証券の売買を行うことができる。
- 7．管理会社は、各ファンドのために、有価証券を信用で購入しない（ただし、管理会社は、組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができる。）。また、有価証券の空売りを行わずまたはショート・ポジションを保有しない。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約（ならびにこれに関するオプション）に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。
- 8．管理会社は、各ファンドのために借入れを行う場合、その総額が、各ファンドの純資産総額の10％を超えないものとする。借入れは、一時的措置としてのみ行うことができる。さらに、管理会社は、各ファンドのために、各ファンドの純資産総額の10％を超えて一部未払込証券に投資することはできない。
- 9．管理会社は、上記8．記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、各ファンドが所有もしくは保有する有価証券に譲渡担保、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しない。ただし、将来発行時または後日引渡約束による有価証券の売買、およびオプションの発行、先渡契約もしくは先物取引の売買またはスワップ契約に関する手続は、資産の担保とはみなされない。
- 10．管理会社は、各ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場において取引されていない有価証券に各ファンドの純資産総額の10％を超えて投資することはできない。ただし、本制限は、OECD加盟国、かかる加盟国の地方公共団体、またはEUの、地域的もしくは世界的公的国際機関が発行または保証する有価証券には適用されない。さらに、本制限は、定期的に取り引される金融市場証券には適用されない。
- 11．管理会社は、各ファンドの資産をもって有価証券を引受けまたは下引受けを行うことはできない。
- 12．管理会社は、各ファンドのために、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある有価証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、かかる技法と手段は、効率的なポートフォリオの運用を目的として使用される場合に限る。

オプションに関し、

- (a) 管理会社は、各ファンドのために、以下の場合を除いて、有価証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
- ）当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 - ）当該オプションの取得価格（プレミアム）が、各ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- (b) 管理会社は、各ファンドのために、管理会社が保有していない有価証券のコール・オプションを発行することができない。ただし、管理会社は、各ファンドのために、行使価格の総額が、当該ファンドの純資産の25%を超えない場合で、管理会社が常に当該オプションの発行の結果生じるポジションを常にカバーできる場合には裏付けのないコール・オプションを発行することができる。
- (c) 管理会社は、各ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合を除いて、有価証券のプット・オプションを発行することができない。
13. 管理会社は、各ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、スワップ契約および為替先渡契約を締結し、または通貨のコール・オプションを発行しもしくは通貨プット・オプションを購入する場合を除いて、為替先渡契約を取得もしくは締結することができない。ただし、以下の場合はこの限りではない。
- (a) 当該取引が定期的に取引が行われ、公認かつ公開の規制ある市場において取引される契約である場合。ただし、管理会社は、各ファンドのために、かかる種類の取引を専門とする高格付を有する金融機関との私的契約に基づき、為替先渡売買または為替交換を行うことができる。
 - (b) ファンドの一通貨建ての取引が原則として同一通貨建ての資産総額を超えないものとし、かつかかる資産の保有期間を超えない場合。ただし、当該取引コストが当該ファンドにとり有利である場合は、管理会社は、当該ファンドのために、（同一の取引対象に関する）クロス取引により関係通貨を買付けることができる。
14. 管理会社は、各ファンドのために、金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りではない。
- (a) 管理会社は、各ファンドのために、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、各ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。
 - (b) 管理会社は、各ファンドのために、効率的なポートフォリオの運用を目的として、各ファンド資産の市場間の配分比率変更を円滑に行うため、また市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに潜在するリスク（エクスポージャー）に見合う十分な現金、短期債券もしくは短期証書（上記投資制限12. (c)記載の流動資産を除く。）または事前に決められている価格で売却可能な有価証券を各ファンド内に保有する場合に限る。
15. 管理会社は、各ファンドのために、インデックス・オプション取引を行わない。
16. 管理会社は、ファンドのために、金利変動に対する全般的なヘッジの目的で、金利先物契約を売却することができる。管理会社は、同一の目的で金利コール・オプションを発行し、もしくは金利プット・オプションを購入し、または金利スワップ取引に専門化した高格付を有する金融機関と金利スワップ契約を締結することができる。金利先物契約、オプションおよびスワップ取引に関する契約総額は、ヘッジされかつ当該契約に対応する通貨建てでファンドが保有している資産の推定市場価格の合計を超えることはできない。
17. 管理会社は、各ファンドのために、いかなる種類の株式または出資に対しても投資をしてはならない。
18. ルクセンブルグの適用法令（ルクセンブルグ投信法ならびに現行もしくは将来の関係するルクセンブルグ法、またはC S S Fの施行令、通達および解釈、ならびにより具体的には、投資信託が活用する譲渡性のある証券および短期金融商品に関係する技法および手段に適用されるC S S F通

達08 / 356の規定（各々随時改正済））により許容される最大限の範囲およびこれらにより定められる限度内で、管理会社は、トラストのために、追加の資本もしくは収益を生み出すためまたはコストもしくはリスクを軽減するために、買戻権付売買取引、買戻し条件付契約（レポ契約）および逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）の取引を行うことができる。

管理会社は、各ファンド資産である有価証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社が支配できない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、当該ファンドにかかる有価証券の売却に際して、当該ファンドの受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、各ファンドのために、金銭の貸与を行うことまたは第三者のために保証人となることができない。

管理会社は、各ファンドの証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課すことができる。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドは、公社債や短期金融商品など値動きのある証券に投資する。これらの投資対象証券には、主として以下のような性質があり、ファンド証券の1口当たり純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となる。従って、ファンドは投資元本が保証されているものではない。また、ファンドは預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の対象ではなく、投資した資産の減少を含むリスクは受益者が負う。

（ ）金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいう。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、金利が下落した場合には、短期金融商品からの収益（受取利息）の減少要因となる。

（ ）信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいう。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となる。

また、発行体の格付の変更に伴い、価格が下落するリスクもある。

（ ）為替リスク

ファンドの、米ドル・ポートフォリオは米ドルを、英ポンド・ポートフォリオは英ポンドを、ユーロ・ポートフォリオはユーロを基準通貨としている。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって、円換算した投資元本を割り込むことがある。

ファンドは、翌日物預金を含むファンドの表示通貨建ての質の高い証券および金融市場証券に投資することを目的とし、元本を維持し流動性を保つことを企図する。それ故、投資予定者は、通常、ファンドへの投資を「低リスクの投資」と考えることができる。それにもかかわらず、ファンドのポートフォリオはまた、金利の変動および投資証券の発行体が金融危機に陥り、破産または債務不履行に直面することを含むがこれらに限定されない、すべての投資および市場の潜在的リスクに晒されているため、投資予定者は、ファンドへの投資について成功が保証されているものではなく、または投資方針の達成が保証されているものではないことを理解すべきである。ファンドのリターンは、随時採用される、ファンドの表示通貨の実勢市場金利に沿ったものとなることが見込まれる。

リスクに対する管理体制

ファンドは、ダイヤモンド・インターナショナル・リミテッドの債券運用チームによってリスクが管理されている。

債券運用チームは、ファンドが所有する証券の日々の信用格付および金利感応度をモニタリングしている。これによりファンドが持つ主なリスク要因の大部分を低減することが可能になる。

（注）上記のリスク管理体制は今後変更されることがある。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は徴収されない。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、各ファンドの資産から、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とする管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル（米ドル・ポートフォリオ）、3,300英ポンド（英ポンド・ポートフォリオ）、5,000ユーロ（ユーロ・ポートフォリオ）を四半期毎に受領する権利を有する。

平成23年10月31日に終了した会計年度中の各ファンドの管理報酬は、以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ	115,802米ドル
英ポンド・ポートフォリオ	8,282英ポンド
ユーロ・ポートフォリオ	17,212ユーロ

投資運用会社は、各ファンドの資産から、当該四半期中の日々の各ファンドの純資産総額の平均額の年率0.18%を上限とする投資運用報酬（年間最低報酬を36,000英ポンド（英ポンド・ポートフォリオ）、55,000ユーロ（ユーロ・ポートフォリオ）とする。）を四半期毎に受領する権利を有する。

米ドル・ポートフォリオ

2億米ドル以下	年率0.18%
2億米ドル超 5億米ドル以下	年率0.15%
5億米ドル超 20億米ドル以下	年率0.10%
20億米ドル超	年率0.09%

平成23年10月31日に終了した会計年度中の当該ファンドの投資運用報酬は、292,991米ドルである。

英ポンド・ポートフォリオ

1.2億英ポンド以下	年率0.18%
1.2億英ポンド超 3億英ポンド以下	年率0.15%
3億英ポンド超 12億英ポンド以下	年率0.10%
12億英ポンド超	年率0.09%

年間最低報酬を36,000英ポンドとする。

平成23年10月31日に終了した会計年度中の当該ファンドの投資運用報酬は、24,772英ポンドである。

ユーロ・ポートフォリオ

2 億ユーロ以下		年率0.18%
2 億ユーロ超	5 億ユーロ以下	年率0.15%
5 億ユーロ超	20億ユーロ以下	年率0.10%
20億ユーロ超		年率0.09%

年間最低報酬を55,000ユーロとする。

平成23年10月31日に終了した会計年度中の当該ファンドの投資運用報酬は、51,633ユーロである。

保管報酬

保管受託銀行は、各ファンドの資産から、当該ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.04%を上限とする保管報酬を四半期毎に受領する権利を有する。すべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）は、当該ファンドが負担する。

平成23年10月31日に終了した会計年度中の各ファンドの保管報酬は、以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ	79,074米ドル
英ポンド・ポートフォリオ	5,655英ポンド
ユーロ・ポートフォリオ	11,753ユーロ

日本における販売会社に対する報酬

日本における販売会社は、当該ファンドの日々の純資産額の平均額の年率0.30%を上限とする報酬を当該ファンドの資産から四半期毎に受領する権利を有する。複数の販売会社が日本において任命されている場合、日本における販売会社間の配分は、当該販売会社が当該四半期中に販売した当該四半期中の当該ファンドの受益証券の日々の残存数の平均値に基づき決定される。

平成23年10月31日に終了した会計年度中の各ファンドの販売会社に対する報酬は、以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ	578,562米ドル
英ポンド・ポートフォリオ	41,383英ポンド
ユーロ・ポートフォリオ	86,038ユーロ

代行協会員報酬

代行協会員には、報酬の支払は行われない。

上記に記載の各種報酬は、各ファンドの業績の増減や金融市場の一般的状況を考慮し、場合に応じて管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および日本における販売会社との間の契約により随時変更されることがある。かかる変更について、受益者は30日前に通知され、目論見書が変更に応じて更新される。

また、いずれの四半期においても、上記に記載のいずれかの報酬合計金額が最低報酬額に満たない場合には、当該最低報酬額は当該当事者により完全に放棄され、当該四半期における当該報酬の金額が当該当事者に支払われるものとする。

トラストから管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および代行協会員（以下「関係法人」という。）に支払われる報酬ならびにトラストから他の取引相手方および／または業務提供者に対し支払われる報酬および費用（印刷費用、弁護士報酬、監査報酬および届出費用ならびに租税および費用償却等を含むがこれらに限定されない。）は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に詳述されるとおり、1口当たりの純資産価格を可能な限り一定に維持するため、関係法人間での書面による合意により、随時、当該関係法人により減額および／または費用負担されることがある。かかる関係法人の書面による合意は、関係法人がファンドのために保証を付すものではなく、また1口当たりの純資産価格がすべての状況において一定に維持されることを保証するものではない。

（4）【その他の手数料等】

後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価」の項に規定されている分配規則に従い、ファンドが負担し、トラストに請求される費用には以下のものが含まれる。

- 1）ファンド資産および収益に課せられる一切の税金。
- 2）ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含ま

れ、売却価額から差し引かれる。）。

- 3) 保管受託銀行に発生した合理的な立替費用（電話、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管および取引費用。
- 4) 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、所在地事務代行会社および支払代行会社への報酬および費用。
- 5) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法律関係費用。
- 6) 券面印刷費、約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他一切の書類を作成し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各地の証券業協会を含む。）へ提出する費用、上記関係当局の所管する適用法令の下で要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者（実質上の受益者を含む。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用、受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用、弁護士および監査人の報酬、（トラストの証券が上場される場合）証券取引所への上場費用および上場された受益証券のかかる証券取引所での上場維持費用、以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、管理会社が別段の決定をしない限り、一切の広告宣伝費およびトラストの証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除くものとする。

経常費用以外の費用は、2年にわたり償却することができる。新しいファンドの設定に関して発生した費用は新ファンドそれぞれの負担とし、5年を超えない期間にわたり償却される。

その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を示すことができない。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なるため、表示することができない。

平成23年10月31日に終了した会計年度中の各ファンドのその他の費用は、以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ	337,355米ドル
英ポンド・ポートフォリオ	20,776英ポンド
ユーロ・ポートフォリオ	21,899ユーロ

（５）【課税上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

米ドル・ポートフォリオ

(2012年1月末日現在)

資産の種類	通貨	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	米ドル	469,617,147.79	84.40
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		86,798,044.25	15.60
合計		556,415,192.04 (42,499百万円)	100.00

英ポンド・ポートフォリオ

(2012年1月末日現在)

資産の種類	通貨	時価合計 (英ポンド)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	英ポンド	17,976,054.01	84.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,284,430.97	15.45
合計		21,260,484.98 (2,553百万円)	100.00

ユーロ・ポートフォリオ

(2012年1月末日現在)

資産の種類	通貨	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ユーロ	29,975,086.60	81.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		6,981,863.22	18.89
合計		36,956,949.82 (3,714百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（１）米ドル・ポートフォリオ（コマーシャル・ペーパー全銘柄）

（2012年1月末日現在）

	銘柄	満期日	通貨	（米ドル）			投資比率 （％）
				額面金額	取得金額	時価	
1	KOREA DEVELOPMENT BANK CP	2012/3/29	USD	45,000,000.00	44,892,196.38	44,932,474.66	8.08
2	PRUDENTIAL PLC CP	2012/4/11	USD	40,000,000.00	39,926,324.84	39,943,326.80	7.18
3	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP	2012/4/30	USD	40,000,000.00	39,933,112.04	39,933,855.24	7.18
4	BANK OF TOKYO MITSUBISHI LONDON UFJ CP	2012/2/14	USD	35,000,000.00	34,980,721.73	34,995,957.78	6.29
5	NORINCHUKIN BANK LONDON CP	2012/2/24	USD	35,000,000.00	34,991,864.39	34,993,963.90	6.29
6	COMMERZBANK AG CP	2012/2/7	USD	35,000,000.00	34,920,013.77	34,992,259.40	6.29
7	LLOYDS BANK CP	2012/3/6	USD	35,000,000.00	34,978,429.97	34,987,776.98	6.29
8	STANDARD CHARTERED BANK CP	2012/3/19	USD	35,000,000.00	34,976,293.85	34,981,734.61	6.29
9	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC CP	2012/3/19	USD	35,000,000.00	34,976,293.85	34,981,734.61	6.29
10	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANK CP	2012/3/30	USD	35,000,000.00	34,977,643.46	34,978,022.38	6.29
11	DANSKE BANK CP	2012/4/20	USD	35,000,000.00	34,954,937.26	34,960,879.60	6.28
12	MACQUARIE BANK CP	2012/4/18	USD	35,000,000.00	34,936,415.72	34,946,197.92	6.28
13	ZURICH FINANCE (USA) INC CP	2012/2/27	USD	30,000,000.00	29,962,222.63	29,988,963.91	5.39

(2) 英ポンド・ポートフォリオ（コマーシャル・ペーパー全銘柄）

（2012年1月末日現在）

	銘柄	満期日	通貨	（英ポンド）			投資比率 （％）
				額面金額	取得金額	時価	
1	COMMERZBANK AG CP	2012/2/7	GBP	1,500,000.00	1,495,909.00	1,499,604.10	7.05
2	BANK OF TOKYO MITSUBISHI LONDON UFJ CP	2012/2/14	GBP	1,500,000.00	1,497,964.41	1,499,573.18	7.05
3	NORINCHUKIN BANK LONDON CP	2012/2/24	GBP	1,500,000.00	1,499,261.46	1,499,452.05	7.05
4	LLOYDS BANK CP	2012/3/6	GBP	1,500,000.00	1,498,103.77	1,498,925.47	7.05
5	STANDARD CHARTERED BANK CP	2012/3/19	GBP	1,500,000.00	1,498,047.20	1,498,495.38	7.05
6	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC CP	2012/3/19	GBP	1,500,000.00	1,497,922.20	1,498,399.07	7.05
7	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANK CP	2012/3/30	GBP	1,500,000.00	1,498,135.34	1,498,166.94	7.05
8	KOREA DEVELOPMENT BANK CP	2012/3/29	GBP	1,500,000.00	1,495,265.54	1,497,034.46	7.04
9	PRUDENTIAL PLC CP	2012/4/11	GBP	1,500,000.00	1,495,711.61	1,496,701.24	7.04
10	MACQUARIE BANK CP	2012/4/18	GBP	1,500,000.00	1,496,083.54	1,496,686.07	7.04
11	DANSKE BANK CP	2012/4/20	GBP	1,500,000.00	1,496,157.95	1,496,664.59	7.04
12	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP	2012/4/30	GBP	1,500,000.00	1,496,310.47	1,496,351.46	7.04

(3) ユーロ・ポートフォリオ（コマーシャル・ペーパー全銘柄）

（2012年1月末日現在）

	銘柄	満期日	通貨	（ユーロ）			投資比率 （％）
				額面金額	取得金額	時価	
1	BANK OF TOKYO MITSUBISHI LONDON UFJ CP	2012/2/14	EUR	2,500,000.00	2,497,849.08	2,499,549.00	6.76
2	COMMERZBANK AG CP	2012/2/7	EUR	2,500,000.00	2,495,144.17	2,499,530.08	6.76
3	NORINCHUKIN BANK LONDON CP	2012/2/24	EUR	2,500,000.00	2,499,311.30	2,499,489.03	6.76
4	RABOBANK NEDERLAND CP	2012/3/9	EUR	2,500,000.00	2,498,761.03	2,499,101.14	6.76
5	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANK CP	2012/3/30	EUR	2,500,000.00	2,498,239.44	2,498,269.28	6.76
6	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC CP	2012/3/19	EUR	2,500,000.00	2,497,545.47	2,498,108.80	6.76
7	LLOYDS BANK CP	2012/3/6	EUR	2,500,000.00	2,496,131.00	2,497,807.57	6.76
8	MACQUARIE BANK CP	2012/4/18	EUR	2,500,000.00	2,496,340.09	2,496,903.15	6.76
9	BMW FINANCE NV CP	2012/3/13	EUR	2,500,000.00	2,494,283.93	2,496,875.22	6.76
10	PRUDENTIAL PLC CP	2012/4/11	EUR	2,500,000.00	2,495,899.10	2,496,845.46	6.76
11	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP	2012/4/30	EUR	2,500,000.00	2,496,567.22	2,496,605.36	6.76
12	DANSKE BANK CP	2012/4/20	EUR	2,500,000.00	2,495,395.30	2,496,002.51	6.75

【投資不動産物件】

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2012年１月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第５会計年度末 (2002年10月末日)	412,494	31,506	0.01	1
第６会計年度末 (2003年10月末日)	431,239	32,938	0.01	1
第７会計年度末 (2004年10月末日)	406,689	31,063	0.01	1
第８会計年度末 (2005年10月末日)	354,082	27,045	0.01	1
第９会計年度末 (2006年10月末日)	377,550	28,837	0.01	1
第10会計年度末 (2007年10月末日)	429,142	32,778	0.01	1
第11会計年度末 (2008年10月末日)	527,537	40,293	0.01	1
第12会計年度末 (2009年10月末日)	537,301	41,039	0.01	1
第13会計年度末 (2010年10月末日)	591,791	45,201	0.01	1
第14会計年度末 (2011年10月末日)	588,674	44,963	0.01	1
2011年２月末日	631,134	48,206	0.01	1
３月末日	602,369	46,009	0.01	1
４月末日	594,566	45,413	0.01	1
５月末日	608,458	46,474	0.01	1
６月末日	561,772	42,908	0.01	1
７月末日	573,304	43,789	0.01	1
８月末日	592,436	45,250	0.01	1
９月末日	597,393	45,629	0.01	1
10月末日	588,674	44,963	0.01	1
11月末日	561,739	42,906	0.01	1
12月末日	560,685	42,825	0.01	1
2012年１月末日	556,415	42,499	0.01	1

英ポンド・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千英ポンド	百万円	英ポンド	円
第5会計年度末 (2002年10月末日)	53,674	6,445	0.01	1
第6会計年度末 (2003年10月末日)	39,010	4,684	0.01	1
第7会計年度末 (2004年10月末日)	33,756	4,053	0.01	1
第8会計年度末 (2005年10月末日)	28,580	3,432	0.01	1
第9会計年度末 (2006年10月末日)	22,284	2,676	0.01	1
第10会計年度末 (2007年10月末日)	18,485	2,219	0.01	1
第11会計年度末 (2008年10月末日)	19,147	2,299	0.01	1
第12会計年度末 (2009年10月末日)	26,269	3,154	0.01	1
第13会計年度末 (2010年10月末日)	24,741	2,971	0.01	1
第14会計年度末 (2011年10月末日)	21,562	2,589	0.01	1
2011年2月末日	23,794	2,857	0.01	1
3月末日	23,370	2,806	0.01	1
4月末日	23,226	2,789	0.01	1
5月末日	22,542	2,707	0.01	1
6月末日	22,281	2,675	0.01	1
7月末日	22,231	2,669	0.01	1
8月末日	21,899	2,629	0.01	1
9月末日	21,701	2,606	0.01	1
10月末日	21,562	2,589	0.01	1
11月末日	21,459	2,577	0.01	1
12月末日	21,285	2,556	0.01	1
2012年1月末日	21,260	2,553	0.01	1

ユーロ・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第5会計年度末 (2002年10月末日)	28,530	2,867	0.01	1
第6会計年度末 (2003年10月末日)	29,627	2,977	0.01	1
第7会計年度末 (2004年10月末日)	24,758	2,488	0.01	1
第8会計年度末 (2005年10月末日)	28,640	2,878	0.01	1
第9会計年度末 (2006年10月末日)	29,365	2,951	0.01	1
第10会計年度末 (2007年10月末日)	32,268	3,243	0.01	1
第11会計年度末 (2008年10月末日)	30,680	3,083	0.01	1
第12会計年度末 (2009年10月末日)	33,618	3,378	0.01	1
第13会計年度末 (2010年10月末日)	34,653	3,482	0.01	1
第14会計年度末 (2011年10月末日)	38,737	3,893	0.01	1
2011年2月末日	34,066	3,423	0.01	1
3月末日	33,499	3,366	0.01	1
4月末日	36,673	3,685	0.01	1
5月末日	36,366	3,654	0.01	1
6月末日	34,782	3,495	0.01	1
7月末日	36,564	3,674	0.01	1
8月末日	36,682	3,686	0.01	1
9月末日	36,365	3,654	0.01	1
10月末日	38,737	3,893	0.01	1
11月末日	38,429	3,862	0.01	1
12月末日	38,250	3,844	0.01	1
2012年1月末日	36,957	3,714	0.01	1

【分配の推移】

ファンド証券の１口当たりの純資産額を米ドル・ポートフォリオ、英ポンド・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオについて、それぞれ0.01米ドル、0.01英ポンド、0.01ユーロに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月最終の取引日に、（取引日の直前の日（当該日を含む。）までに）発生済・未払いのすべての分配金（分配金に関してルクセンブルグおよび／または受益者の居住する国において支払われる源泉税およびその他の租税（もしあれば）の控除後）は当該最終取引日の直前の日に決定された当該ファンドの１口当たりの純資産価格で当該ファンドのファンド証券を発行するために再投資されている。

下記は2012年１月までの１年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示した。

	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ポートフォリオ	ユーロ・ポートフォリオ
最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）		
	米ドル	英ポンド	ユーロ
2011年２月28日	0.000113	0.000208	0.000240
３月31日	0.000133	0.000264	0.000288
４月27日	0.000114	0.000234	0.000278
５月31日	0.000121	0.000269	0.000392
６月30日	0.000103	0.000243	0.000380
７月31日	0.000095	0.000239	0.000372
８月31日	0.000099	0.000256	0.000387
９月30日	0.000077	0.000188	0.000343
10月31日	0.000104	0.000195	0.000321
11月30日	0.000125	0.000226	0.000276
12月31日	0.000133	0.000234	0.000240
2012年１月31日	0.000149	0.000266	0.000204

下記会計年度における上記月次分配金（源泉課税後）の単純合計は以下のとおりである。

	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ポートフォリオ	ユーロ・ポートフォリオ
	100口当たり分配金合計（源泉課税後）		
	米ドル	英ポンド	ユーロ
第 5 会計年度	0.009129	0.025523	0.018804
第 6 会計年度	0.005046	0.023317	0.014751
第 7 会計年度	0.005111	0.028140	0.011407
第 8 会計年度	0.017552	0.033097	0.011586
第 9 会計年度	0.031990	0.031846	0.015773
第10会計年度	0.036247	0.038941	0.025287
第11会計年度	0.022126	0.037843	0.029545
第12会計年度	0.007110	0.007212	0.007367
第13会計年度	0.002127	0.002306	0.002105
第14会計年度	0.001341	0.002714	0.003684

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）		
	米ドル・ポートフォリオ	英ポンド・ポートフォリオ	ユーロ・ポートフォリオ
第 5 会計年度 （2002年10月末日）	0.9129%	2.5523%	1.8804%
第 6 会計年度 （2003年10月末日）	0.5046%	2.3317%	1.4751%
第 7 会計年度 （2004年10月末日）	0.5111%	2.8140%	1.1407%
第 8 会計年度 （2005年10月末日）	1.7552%	3.3097%	1.1586%
第 9 会計年度 （2006年10月末日）	3.1990%	3.1846%	1.5773%
第10会計年度 （2007年10月末日）	3.6247%	3.8941%	2.5287%
第11会計年度 （2008年10月末日）	2.2126%	3.7843%	2.9545%
第12会計年度 （2009年10月末日）	0.7110%	0.7212%	0.7367%
第13会計年度 （2010年10月末日）	0.2127%	0.2306%	0.2105%
第14会計年度 （2011年10月末日）	0.1341%	0.2714%	0.3684%

（注）ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の 1 口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の 1 口当たり純資産価格（分配落の額）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

米ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	期末発行済口数
第５会計年度	81,772,461,872 (81,772,461,872)	94,734,173,022 (94,734,173,022)	41,249,435,564 (41,249,435,564)
第６会計年度	79,573,622,197 (79,573,622,197)	77,699,204,320 (77,699,204,320)	43,123,853,441 (43,123,853,441)
第７会計年度	49,584,810,594 (49,584,810,594)	52,039,759,099 (52,039,759,099)	40,668,904,936 (40,668,904,936)
第８会計年度	67,543,100,564 (67,543,100,564)	72,803,835,443 (72,803,835,443)	35,408,170,057 (35,408,170,057)
第９会計年度	61,599,733,703 (61,599,733,703)	59,252,929,754 (59,252,929,754)	37,754,974,006 (37,754,974,006)
第10会計年度	70,184,732,469 (70,184,732,469)	65,025,540,318 (65,025,540,318)	42,914,166,157 (42,914,166,157)
第11会計年度	56,250,014,633 (56,250,014,633)	46,410,493,616 (46,410,493,616)	52,753,687,174 (52,753,687,174)
第12会計年度	36,804,914,255 (36,804,914,255)	35,828,542,861 (35,828,542,861)	53,730,058,568 (53,730,058,568)
第13会計年度	54,363,101,744 (54,363,101,744)	48,914,061,748 (48,914,061,748)	59,179,098,564 (59,179,098,564)
第14会計年度	60,477,426,295 (60,477,426,295)	60,789,142,011 (60,789,142,011)	58,867,382,848 (58,867,382,848)

英ポンド・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	期末発行済口数
第 5 会計年度	2,661,930,246 (2,661,930,246)	6,097,010,284 (6,097,010,284)	5,367,353,058 (5,367,353,058)
第 6 会計年度	442,371,513 (442,371,513)	1,908,691,196 (1,908,691,196)	3,901,033,375 (3,901,033,375)
第 7 会計年度	1,815,098,018 (1,815,098,018)	2,340,541,259 (2,340,541,259)	3,375,590,134 (3,375,590,134)
第 8 会計年度	273,642,315 (273,642,315)	791,201,173 (791,201,173)	2,858,031,276 (2,858,031,276)
第 9 会計年度	316,165,251 (316,165,251)	945,808,664 (945,808,664)	2,228,387,863 (2,228,387,863)
第10会計年度	412,629,302 (412,629,302)	792,507,122 (792,507,122)	1,848,510,043 (1,848,510,043)
第11会計年度	1,267,730,362 (1,267,730,362)	1,201,525,996 (1,201,525,996)	1,914,714,409 (1,914,714,409)
第12会計年度	1,246,563,559 (1,246,563,559)	534,342,842 (534,342,842)	2,626,935,126 (2,626,935,126)
第13会計年度	986,631,981 (986,631,981)	1,139,456,862 (1,139,456,862)	2,474,110,245 (2,474,110,245)
第14会計年度	353,630,689 (353,630,689)	671,555,428 (671,555,428)	2,156,185,506 (2,156,185,506)

ユーロ・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	期末発行済口数
第 5 会計年度	9,242,644,080 (9,242,644,080)	8,923,394,029 (8,923,394,029)	2,852,951,243 (2,852,951,243)
第 6 会計年度	4,178,333,632 (4,178,333,632)	4,068,563,254 (4,068,563,254)	2,962,721,621 (2,962,721,621)
第 7 会計年度	1,527,751,475 (1,527,751,475)	2,014,643,605 (2,014,643,605)	2,475,829,491 (2,475,829,491)
第 8 会計年度	1,716,892,804 (1,716,892,804)	1,328,710,847 (1,328,710,847)	2,864,011,448 (2,864,011,448)
第 9 会計年度	1,842,214,457 (1,842,214,457)	1,769,756,152 (1,769,756,152)	2,936,469,753 (2,936,469,753)
第10会計年度	1,544,470,257 (1,544,470,257)	1,254,097,189 (1,254,097,189)	3,226,842,821 (3,226,842,821)
第11会計年度	1,222,227,078 (1,222,227,078)	1,381,085,740 (1,381,085,740)	3,067,984,159 (3,067,984,159)
第12会計年度	1,745,288,654 (1,745,288,654)	1,451,500,015 (1,451,500,015)	3,361,772,798 (3,361,772,798)
第13会計年度	1,201,512,057 (1,201,512,057)	1,097,959,776 (1,097,959,776)	3,465,325,079 (3,465,325,079)
第14会計年度	1,774,465,602 (1,774,465,602)	1,366,071,863 (1,366,071,863)	3,873,718,818 (3,873,718,818)

（注）（ ）の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(a) 海外における販売手続等

ファンド証券は、管理会社により各取引日に発行されるが、毎年12月24日には発行されない。取引日において、買付申込書は、当該取引日のルクセンブルグ時間午前10時前に、登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。午前10時以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものとみなされる。

ファンド証券の券面または確認書は、当該代金の支払が保管受託銀行に受領された場合、登録・名義書換事務代行会社により交付される。

1口当たりの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日に決定される1口当たりの純資産価格である。前述の分配方針に基づき、ファンドは、合理的に可能な限り、1口当たり純資産価格を常に米ドル・ポートフォリオの場合0.01米ドルに、英ポンド・ポートフォリオの場合0.01英ポンドに、ユーロ・ポートフォリオの場合0.01ユーロに維持するよう努力する。

販売手数料は徴収されない。

日本国外に居住する投資家による受益証券の買付申込書は、各取引日に、ルクセンブルグみずほ信託銀行の事務所で受け付けられる。

買付代金の支払は、ファンド証券の買付注文が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日の翌取引日に、保管受託銀行に対し電信送金により米ドル、英ポンドまたはユーロで行う。

受益証券の券面または確認書は、買付代金支払日から7銀行営業日以内に、保管受託銀行の事務所で、買付者または同人の銀行に入手可能となる。

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、ファンド証券が募集される国々の法令を遵守する。管理会社は、その裁量により、いつでも特定の国や領土の居住者やそれらの国、領土に設立された法人へのファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびトラストの保護に必要な場合、特定の人または法人にファンド証券の取得を禁止することができる。

さらに、管理会社は、

a. ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、

b. ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買い戻すことができる。

より厳密には、以下のとおりである。

() 管理会社は、ファンド証券の販売をEU内またはその一部において、一般公衆に対して販売促進を行わない。

() ファンド証券について、アメリカ合衆国1933年証券法（改正済）（以下「1933年法」という。）に基づく登録は行われていない。以下に記載する場合を除き、アメリカ合衆国もしくはその領土、属領、管轄地域（プエルトリコを含む。）（以下「米国」という。）内において、または米国の市民もしくは居住者（米国またはその政治的機構内においてまたはその法律に基づき組織され設立された会社、パートナーシップまたは法人を含む。）または財団もしくは信託（米国外を源泉とする収益（米国における取引や営業行為と有効に結合していないもの）がアメリカ合衆国連邦所得税の計算のために総所得に含まれない財団もしくは信託を除く。）（以下「米国人」という。）に対して、直接または間接的に、募集、販売、譲渡または交付してはならない。

トラストは、1940年アメリカ合衆国投資会社法（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されていない。管理会社は、意識的に100名超の米国人または米国在住者をいずれかのサブ・ファンドの受益者として認めていない。上記の禁止に従い、限定的な数の米国におけるまたは米国人である専門的機関投資家への一部ファンド証券の私募による販売は随時行うことができる。かかる場合には、1933年法に基づくファンド証券の登録が要求されるような販売、トラストを投資会社法に服させるような販売、またはトラストを米国の税金に服させるような販売を妨げるため禁止

条項や状況下（投資者によるファンド証券の交付前の一定の表明や合意を含んだ書簡の提示を含む。）で行われるものとする。

米国人によるファンド証券の実質的保有を禁止および防止（米国人が私募により取得する場合を除く。）するために、ファンド約款（第7条）は、管理会社またはその代理人が以下の事項をなしうと定めている。

- (a) ファンド証券の発行または登録簿の名義書換により、米国人が証券の実質的保有者となる場合またはそのおそれのある場合において、当該発行または名義書換を拒否すること。
- (b) 登録簿に記載されているかまたは名義書換をしようとしている者に対して、米国人が実質的保有者であるかまたは名義書換の結果米国人が実質的保有者になるか否かを判断するために必要と考える情報を、宣誓書とともに提出するよういつでも要求すること。
- (c) 管理会社の判断の下で、米国人が単独または他の者と共同でファンド証券の実質的保有者となっている場合、約款に詳細に定める方法により、当該証券の全部または一部を強制買戻しまたは買戻しさせること。

身元確認およびマネー・ロンダリング防止の手続

国際法、ルクセンブルグの法律および規則（マネー・ロンダリングおよびテロリズムに対する資金供与防止に関する2004年11月12日の法律（改訂済）を含むが、これに限られない。）ならびにC S S Fにより発行された通達に基づき、マネー・ロンダリングおよびテロ活動のための資金供与を目的とする投資信託の利用を防止するため、すべての金融セクターの専門家は、義務を課されている。かかる規定の制定により、登録・名義書換事務代行会社は、原則として、ルクセンブルグの法律および規則に従い、申込者の身元確認を行わなければならない。登録・名義書換事務代行会社は、身元確認のために必要とみなされる書類の提供を申込者に要求することができる。

必要書類の提出が遅滞または不履行となる場合には、買付けの申込み（または、適用ある場合には買戻しの申込み）は受諾されない。投資信託および登録・名義書換事務代行会社は、申込者が書類の提出を行わないか不完全な書類を提供した結果生じた手続の遅延または不履行について責任を負わない。

関連する法律および規則の下での継続中の顧客身元確認手続に従い、受益者は、随時、追加または更新された身元証明書の提供を要求されることがある。

(b) 日本における販売手続等

日本においては有価証券届出書「第一部証券情報（7）申込期間」に記載される募集期間中の取引日に、同書「第一部証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、米ドル・ポートフォリオの場合0.01米ドル単位、英ポンド・ポートフォリオの場合0.01英ポンド単位、ユーロ・ポートフォリオの場合0.01ユーロ単位である。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した取引日の1口当たりの純資産価格である。申込みが行われた取引日の翌取引日に口座約款および累積投資約款に基づき受渡しを行う。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し累積投資契約を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引明細証を交付する。代金の支払は、原則として円貨によるものとし、各ファンドの基準通貨との換算は申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする（通貨の交換に掛かるコストも投資者の負担とする。）。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じうる範囲で日本における販売会社または販売取扱会社の各ファンドの基準通貨預金口座への振込みにより各ファンドの基準通貨で支払うこともできる。

申込手数料はない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券

の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益者は、取引日にいつでもファンド証券の買戻しを請求することができるが、毎年12月24日には買戻しは行われない。買戻し請求は、当該取引日のルクセンブルグ時間午前10時前に登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。午前10時以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻しは、買戻し請求が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日に決定される1口当たり純資産価格により行われる。買戻し請求には、（発行されている場合）受益証券券面を添付しなければならない。買戻し手数料はない。

買戻し請求の場合、買い戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、買戻代金とともに支払われる。受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しの場合、受益者、日本における販売会社、または管理会社と締結された契約に基づきノミニー・サービスを提供しているその他のノミニー受益者は、買い戻される受益証券を特定して指示しなければならない。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。

管理会社は、合理的に可能な限り、各ファンド証券1口当たりの純資産価格を米ドル・ポートフォリオについては0.01米ドル、英ポンド・ポートフォリオについては0.01英ポンド、ユーロ・ポートフォリオについては0.01ユーロに維持するよう最善の努力を行うが、買戻し価格は、買戻日に適用される純資産価格に並び、買付時の価格より高くなることも低くなることもありうる。

買戻代金および分配金の支払は、券面が発行された場合は、これが受領され、買戻し請求が受領されたかまたは受領されたとみなされる取引日の翌取引日（以下「償還日」という。）に行われる。

管理会社は、前述の環境や状況において強制的買戻しの遂行を決定することができる。

取引日における買戻し請求が、各ファンドの発行済受益証券の総口数の20%を超過する場合には、管理会社は、20%を超過することのないよう買戻し請求の全部または一部の処理を延期する権限を有する。かかる削減された当該取引日における買戻し請求は、常に20%制限を条件とし、翌取引日に優先的に受領される買戻し請求として取扱われる。当該制限は、当該取引日に有効な買戻し請求を行ったすべての受益者に対して比例按分して適用され、各受益証券の買戻し請求の割合は、当該全受益者について平等である。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。買戻し請求は、手数料なしで、各取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができる。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算される1口当たり純資産価格である。買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）は、口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われた取引日の翌取引日に支払われる。買戻し代金（および発生済・未払いの分配金）が円貨で支払われる場合、各ファンドの基準通貨との換算は申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じうる範囲で当該受益者の各ファンドの基準通貨預金口座への振込みにより各ファンドの基準通貨で支払われる（通貨の交換に掛かるコストも投資者の負担とする。）。ファンド証券の買戻しは1口を単位とする。

取引日における買戻し請求が管理会社の決定する各ファンドの発行済受益証券の総口数の一定割合を超過する場合には、管理会社により、当該レベルを超過することのないよう買戻し請求の全部または一部の処理が延期されることがある。かかる削減された当該取引日における買戻し請求は、常に上記制限を条件とし、翌取引日に優先的に受領される買戻し請求として取扱われる。当該制限は、当該取引日に有効な買戻し請求を行ったすべての受益者に対して比例按分して適用され、各受益証券の買戻し請求の割合は、当該全受益者について平等である。

3【転換手続】

複数のファンドが設定される場合、受益者は、一つのファンド（以下「旧ファンド」という。）の受益証券を他のファンド（以下「新ファンド」という。）の受益証券へ転換することを申し出ることができる。

転換の申込みは、当該受益証券の券面の発行ある場合には券面を添付して、新ファンドおよび旧ファンドのいずれにとっても取引日である日（以下「共通取引日」という。）の午前10時（ルクセンブルグ時間）前に登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。午前10時（ルクセンブルグ時間）前に受領された転換の申込みは、共通取引日に取扱われる。取引日の午前10時（ルクセンブルグ時間）以降に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされ、翌共通取引日に取扱われる。

ただし、いずれかのファンドの純資産価格の決定が停止されている場合、当該停止期間が終了するまで、転換は行われない。転換される旧ファンドの受益証券数は、1口単位とする。

転換において受益者が権利を取得する新ファンドの受益証券の数は、下記の公式により決定される。

$$N1 = \frac{NAV2 \times N2 \times CCR}{NAV1}$$

N1 新ファンドの発行される受益証券の数

N2 旧ファンドの転換される受益証券の数

NAV1 転換が取扱われる取引日の新ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格

NAV2 転換が取扱われる取引日の旧ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格

CCR 新ファンドと旧ファンドの表示通貨間の有効な為替レートとして、登録・名義書換事務代行会社が共通取引日に決定する通貨換算因数。ただし、旧ファンドと新ファンドが同一通貨で表示されている場合、通貨換算因数は1とする。

転換手数料はない。

転換の日までに旧ファンドの受益証券に関して生じた分配金は、新ファンドおよび旧ファンドの基準通貨間の有効な為替レートにより換算され、転換が取扱われる取引日の1口当たり純資産価格で新ファンド受益証券に投資される。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（ ）純資産価格の計算

各ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。

「取引日」とは、（ ）ロンドン、フランクフルト、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日、（ ）ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日および（ ）日本の金融商品取引業者の営業日である日（ただし、12月24日を除く。）をいう。

各ファンドの1口当たり純資産価格は、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に決定され、管理会社の事務所において入手可能である。

各ファンドの組入証券は均等償却法により評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額が各ファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。

各ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算される各ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格を米ドル・ポートフォリオは0.01米ドルで、英ポンド・ポートフォリオは0.01英ポンドで、ユーロ・ポートフォリオは0.01ユーロで安定させる手続を設けている。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に見直される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社またはその指定する代理人は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。

かかる措置には、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによる当該ファンドの発行済受益証券口数の減少(かかる買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当たり純資産価格の決定が含まれる。受益証券の1口当たりの純資産価格を米ドル・ポートフォリオは0.01米ドルに、英ポンド・ポートフォリオは0.01英ポンドに、ユーロ・ポートフォリオは0.01ユーロに維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買い戻される受益証券口数は、組入証券の均等償却法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしている。各受益者は、各ファンドへの投資により、かかる強制的買戻しに同意したものとみなされる。

上記の管理会社またはその指定する代理人の決定は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた管理会社が随時採択する方針に従って行われる。

すべての場合、各ファンドの純資産価格は、ファンドに帰属するすべての組入証券およびその他の資産を合計し、当該ファンドの債務を控除し、当該ファンドの発行済証券の口数で除することにより決定される。

通信手段の一時的な故障やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、ある取引日における1口当たり純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格、買戻価格および転換価格の決定のために、直前の取引日に決定された純資産価格および1口当たり分配金を使用することを決定することができる。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

各ファンドの資産および債務を決定するため、各ファンドの資産プールは以下の方法で設定される。

- (a) 各ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、約款の条項に従い当該プールに計上される。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加または減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (d) トラストの資産または債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産または債務は、関連する各ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させる。ただし、どのプールに帰属させるにせよ、すべての債務は、債権者がこれと異なる合意をしない限り、トラスト全体を拘束する。
- (e) 各ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該配当金の金額分だけ減少させる。

純資産価格は、権限を付与された管理会社の役員、代理人または代表者により認証され、かかる認証は、明らかな誤りの場合を除いて最終的なものである。

ルクセンブルグみずほ信託銀行は、管理会社により、各ファンドについて宣言される日々の1口当たり純資産価格と1口当たりの分配金額の決定のため任命されている。

各ファンドの毎取引日に宣言される1口当たり純資産価格と分配金額についての情報は、毎取引日のルクセンブルグ時間午後6時頃に管理会社および保管受託銀行で入手できる。日本においては、代行協会員の本支店において入手できる。

() 純資産価格の決定の停止

管理会社は、次の場合において各ファンドの純資産価格の決定を一時的に停止することができ、その結果として、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- 1) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休

日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合、

- 2) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合、
- 3) 通常使用されている通信機能が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が要求されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合、
- 4) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合、

かかる停止は、販売、買戻しおよび転換（該当する場合）を行う受益者に通知され、必要とみなされる、または法律により要求される場合、新聞またはメモリアルC・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアション（以下「メモリアル」という。）で公表される。

（２）【保管】

ファンド証券または確認書は、受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社からファンド証券の取引明細書が交付される。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管する。

（３）【信託期間】

トラストおよびファンドの存続期間は、無期限である。

（４）【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は、毎年10月31日である。

（５）【その他】**（１）発行限度額**

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができる。

（２）トラストおよびファンドの解散

トラストは、管理会社および保管受託銀行の合意により、いつでも、解散することができる。さらに、トラストは、ルクセンブルグ法により要求される場合に解散する。解散通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび適切な発行部数をもつ少なくとも２つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、（ ）いつでもファンドを解散することができ、当該ファンドの受益者は、当該ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または（ ）いつでもファンドを解散することができ、他のファンドに、解散されるファンドの資産（監査報告により評価される。）を拠出し、他のファンドの受益証券を、解散されるファンドの受益者に分配することができる。上記（ ）の解散および拠出は、当該解散されるファンドの規模、ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。

上記（ ）に記載される解散の場合、解散の効力発生日は、郵便またはファックスで受益者に通知される。上記（ ）のファンドの解散および拠出の場合、当該ファンドの全受益者には解散の１か月前に郵便により通知するものとする。ファンドの解散の効力発生日まで、受益者は、ファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した適用ある純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

（３）ワラント、新受益証券引受権またはオプションの発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権またはオプションを発行して、受益者にファンド証券を買付ける権利を付与しない。

（４）約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも修正することができる。

変更は、約款変更関係書類に規定がない場合は、ルクセンブルグ商業および法人登記所への変更に關する預託通知がルクセンブルグのメモリアルに公告された５日後に効力を生じる。約款の重要事項の変更は、公告され、日本の受益者に通知される。

（５）関係法人との契約の更改等に関する手続**投資運用契約**

本契約は、管理会社と投資運用会社の間で無期限の契約として締結され、各当事者は、違約金の支払なくして、相手方当事者に本契約の終了日の３か月以上前に書面による通知を交付または書留郵便で送付することによって本契約を終了させることができる。

本契約のいかなる規定も、本契約の両当事者により署名された証書によらない限り、これを変更し、放棄し、適用を免除しまたはこれを廃止することができないものとする。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠して解釈されるものとする。

保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグ法に準拠して、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、一当事者が他の全当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(6) 新ファンドの設定

管理会社は、随時保管受託銀行の同意を得て、トラストの約款を変更することにより新しいファンドを設定することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

管理会社は、受益者がトラストの受益者登録簿に自身が、また自己の名義で登録されている場合には、トラストに対し受益権を完全に直接行使できることを受益者に注意喚起する。受益者に代わり自己の名義でトラストに投資する仲介業者を通じてトラストに投資する場合には、受益者はトラストに対し特定の受益権を直接行使できないことがある。受益者は、自己の権利について助言を受けることが推奨される。

従って、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、トラストに対し直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(1) 分配請求権

受益者は、トラストのために行為する管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じてトラストのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

(2) 買戻請求権

受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができる。

(3) 残余財産分配請求権

トラストが解散される場合、受益者はトラストのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（注）約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはトラストおよびファンドに対する日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しおよび転換の取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

また日本国関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 中野 春芽

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条5項ただし書の規定適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・イー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。
- 1）米ドル・ポートフォリオ＝米ドル
 - 2）英ポンド・ポートフォリオ＝英ポンド
 - 3）ユーロ・ポートフォリオ＝ユーロ

日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、下記に掲げた各通貨の株式会社三菱東京UFJ銀行の平成24年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1 米ドル＝76.38円

1 英ポンド＝120.07円

1 ユーロ＝100.49円

１【財務諸表】

(１) 【2011年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

連結純資産計算書

2011年10月31日現在

(単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル)

注	米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		ユーロ・ポートフォリオ		連結	
	米ドル	千円	英ポンド	千円	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産								
投資有価証券時価評価額 2.3	492,162,271	37,591,354	15,980,917	1,918,829	23,968,476	2,408,592	551,723,458	42,140,638
投資有価証券取得原価	491,880,931	37,569,866	15,971,413	1,917,688	23,950,473	2,406,783	551,401,396	42,116,039
現金預金	96,745,309	7,389,407	5,599,245	672,301	14,818,044	1,489,065	126,693,565	9,676,854
未収銀行利息	-	-	404	49	1,540	155	2,826	216
その他の資産	1,045	80	79	9	74	7	1,275	97
前払費用	1,245	95	-	-	82	8	1,361	104
資産合計	588,909,870	44,980,936	21,580,645	2,591,188	38,788,216	3,897,828	678,422,485	51,817,909
負債								
未払管理報酬 3	22,955	1,753	1,766	212	4,986	501	32,843	2,509
未払投資顧問報酬 4	58,331	4,455	5,228	628	14,958	1,503	87,882	6,712
未払専門家報酬	17,919	1,369	913	110	1,154	116	21,018	1,605
未払保管報酬 5	15,667	1,197	1,206	145	3,404	342	22,417	1,712
未払販売会社報酬 6	114,777	8,767	8,833	1,061	24,930	2,505	164,219	12,543
未払発行税 7	4,900	374	180	22	323	32	5,645	431
その他の未払金	1,493	114	664	80	1,273	128	4,360	333
負債合計	236,042	18,029	18,790	2,256	51,028	5,128	338,384	25,846
純資産	588,673,828	44,962,907	21,561,855	2,588,932	38,737,188	3,892,700	678,084,101	51,792,064
発行済受益証券	58,867,382,848口		2,156,185,506口		3,873,718,818口			
1口当たり純資産価格	0.01米ドル	1円	0.01英ポンド	1円	0.01ユーロ	1円		

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

外貨建マネー・マーケット・ファンド
 契約型投資信託
 連結運用および純資産変動計算書
 2011年10月31日終了年度
 （単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル）

	注	米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		ユーロ・ポートフォリオ		連結	
		米ドル	千円	英ポンド	千円	ユーロ	千円	米ドル	千円
期首現在純資産額 [*]		591,790,986	45,200,996	24,741,102	2,970,664	34,653,251	3,482,305	680,531,107	51,978,966
収益									
定期預金利息		229,805	17,553	20,965	2,517	84,099	8,451	382,412	29,209
その他の収益		72,704	5,553	2,797	336	3,251	327	81,792	6,247
収益合計		302,509	23,106	23,762	2,853	87,350	8,778	464,204	35,456
費用									
管理報酬	3	115,802	8,845	8,282	994	17,212	1,730	153,443	11,720
投資顧問報酬	4	292,991	22,379	24,772	2,974	51,633	5,189	405,795	30,995
販売会社報酬	6	578,562	44,191	41,383	4,969	86,038	8,646	766,702	58,561
専門家報酬		77,811	5,943	3,316	398	5,510	554	90,928	6,945
保管報酬	5	79,074	6,040	5,655	679	11,753	1,181	104,777	8,003
発行税	7	58,658	4,480	2,247	270	3,507	352	67,225	5,135
その他の費用		200,886	15,344	15,213	1,827	12,882	1,295	243,535	18,601
費用合計		1,403,784	107,221	100,868	12,111	188,535	18,946	1,832,405	139,959
投資純損益		(1,101,275)	(84,115)	(77,106)	(9,258)	(101,185)	(10,168)	(1,368,201)	(104,503)
投資有価証券売却に係る実現純利益	2.4	2,133,794	162,979	162,940	19,564	277,545	27,890	2,787,976	212,946
当期実現純利益		2,133,794	162,979	162,940	19,564	277,545	27,890	2,787,976	212,946
投資有価証券に係る未実現評価利益／（損失）の変動純額		32,548	2,486	(5,788)	(695)	(7,475)	(751)	12,683	969
運用による純資産の増加		1,065,067	81,350	80,046	9,611	168,885	16,971	1,432,458	109,411
宣言された分配金	8	(1,065,067)	(81,350)	(80,046)	(9,611)	(168,885)	(16,971)	(1,432,458)	(109,411)
受益証券発行による収益		604,774,263	46,192,658	3,536,307	424,604	17,744,656	1,783,160	635,548,602	48,543,202
受益証券買戻費用		(607,891,421)	(46,430,747)	(6,715,554)	(806,337)	(13,660,719)	(1,372,766)	(637,995,608)	(48,730,105)
		(3,117,158)	(238,089)	(3,179,247)	(381,732)	4,083,937	410,395	(2,447,006)	(186,902)
期末現在純資産		588,673,828	44,962,907	21,561,855	2,588,932	38,737,188	3,892,700	678,084,101	51,792,064

^{*} 期首の連結残高は、2011年10月31日現在の為替レートを使用して合算されたものである。2010年10月31日現在の為替レートを使用して合算された場合の同期首の同残高は、678,584,920米ドルである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

統計情報

	2011年10月31日終了年度		2010年10月31日終了年度		2009年10月31日終了年度	
米ドル・ポートフォリオ	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期末現在発行済受益証券口数	58,867,382,848	口	59,179,098,564	口	53,730,058,568	口
期末現在純資産総額	588,673,828	44,962,907	591,790,986	45,200,996	537,300,586	41,039,019
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円
英ポンド・ポートフォリオ	英ポンド	千円	英ポンド	千円	英ポンド	千円
期末現在発行済受益証券口数	2,156,185,506	口	2,474,110,245	口	2,626,935,126	口
期末現在純資産総額	21,561,855	2,588,932	24,741,102	2,970,664	26,269,351	3,154,161
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円
ユーロ・ポートフォリオ	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
期末現在発行済受益証券口数	3,873,718,818	口	3,465,325,079	口	3,361,772,798	口
期末現在純資産総額	38,737,188	3,892,700	34,653,251	3,482,305	33,617,728	3,378,245
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2011年10月31日現在

注１．概況

外貨建マネー・マーケット・ファンド（「ファンド」）は、2010年12月31日まではルクセンブルグの2002年12月20日法、および2011年１月１日以降はルクセンブルグの2010年12月17日法のパート の条文により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（「契約型投資信託」）である。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立され、その登記上の事務所をミュンスバッハに有するジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイにより、1997年10月８日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン紙に公告された約款に従って管理・運用される。直近の約款の変更は、2011年６月29日に公告されたものである。

2011年10月31日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、３つのサブ・ファンドを有している。

- 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月９日付で運用開始
- 英ポンド・ポートフォリオ、1998年８月13日付で運用開始
- ユーロ・ポートフォリオ、1998年８月13日付で運用開始

2011年10月31日現在、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、以下のファンドの管理会社に任命されている。

- アラムコ・グローバル・ファンド
- D I A M ファンド
- D I A M グローバル・ファンド
- D I A M リージョナル・エクイティ・ファンド
- D K A インターナショナル・ファンド
- D L I B J オープン・ファンド
- 外貨建マネー・マーケット・ファンド
- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
- I E 96オープン・ファンド
- M H T B ジャパン・エクイティ・ファンド
- みずほ ファンド・シリーズ
- みずほ T B ファンド
- ニッコウ A M ワールド・ファンド
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
- T M A アジア・アンド・オセアニア・エクイティ・ファンド（清算手続中）
- T M A アンブレラ・ファンド
- T M A アンブレラ・ファンド（清算手続中）
- 東京マリン・ファンド
- トップマネジャー
- トップマネジャー・セレクション

注２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 連結財務書類

連結純資産計算書、連結運用および純資産変動計算書は、個々のサブ・ファンドの純資産計算書および運用計算書の合計を表しており、年度末現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。

2.3 有価証券への投資

各サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。各ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.4 投資有価証券の売却に係る実現純損益

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、売却有価証券の平均原価に基づいて決定される。

2.5 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

年度末現在の為替レートは以下のとおりである。

1 ユーロ	=	1.414米ドル
1 英ポンド	=	1.6059米ドル
1 日本円	=	0.013185654米ドル

2.6 共通費の割当

各サブ・ファンドについて共通して発生した費用は、各サブ・ファンドの間で純資産に応じて比例配分される。

注3．管理報酬

管理会社は、各ポートフォリオの純資産から、四半期毎に当該四半期中の各ポートフォリオの日々の平均純資産総額の最大年率0.06%で支払われる管理報酬を受領する権利を有する。

注4．投資顧問報酬

外貨建マネー・マーケット・ファンドの投資顧問会社は、各サブ・ファンドの純資産から、各サブ・ファンドの当該四半期中の日々の平均純資産額の以下の最大年率で四半期毎に支払われる顧問報酬を受領する権利を有する。

米ドル・ポートフォリオ

- 2億米ドル未満	0.18%
- 2億米ドル超 5億米ドル未満	0.15%
- 5億米ドル超 20億米ドル未満	0.10%
- 20億米ドル超	0.09%

英ポンド・ポートフォリオ

- 1億2千万英ポンド未満	0.18%
- 1億2千万英ポンド超 3億英ポンド未満	0.15%
- 3億英ポンド超 12億英ポンド未満	0.10%
- 12億英ポンド超	0.09%

ユーロ・ポートフォリオ

- 2億ユーロ未満	0.18%
- 2億ユーロ超 5億ユーロ未満	0.15%
- 5億ユーロ超 20億ユーロ未満	0.10%
- 20億ユーロ超	0.09%

注5．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われる各サブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

注6．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売された各サブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

注7．税制

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注 8 . 分配金

管理会社は、各サブ・ファンドの 1 口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。各サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の期間について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび / または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定される各サブ・ファンドの 1 口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき当該サブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

【投資有価証券明細表等】

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

米ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2011年10月31日現在

（単位：米ドル）

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	時価の対純 資産比率
			(米ドル)	(米ドル)	(%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
40,000,000	MACQUARIE BANK LIMITED ECP (USD) 30/11/11	米ドル	39,976,292	39,988,340	6.79
	オーストラリア合計		39,976,292	39,988,340	6.79
ドイツ					
35,000,000	COMMERZBANK AG (USD) ECP 30/11/11	米ドル	34,949,663	34,975,244	5.94
	ドイツ合計		34,949,663	34,975,244	5.94
韓国					
40,000,000	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP (USD) 17/01/12	米ドル	39,908,189	39,912,668	6.78
	韓国合計		39,908,189	39,912,668	6.78
イギリス					
42,500,000	AVIVA PLC CP (USD) 25/11/11	米ドル	42,474,868	42,490,561	7.22
40,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI LONDON UFJ ECP (USD) 09/12/11	米ドル	39,968,680	39,986,577	6.79
45,000,000	CLYDESDALE BANK PLC CP (USD) 21/11/11	米ドル	44,863,243	44,984,561	7.65
45,000,000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) (USD) CP 21/12/11	米ドル	44,930,719	44,961,172	7.64
35,000,000	LLOYDS TSB BANK PLC CP (USD) 06/12/11	米ドル	34,985,772	34,991,603	5.94
40,000,000	NORINCHUKIN BANK LONDON ECP (USD) 08/11/11	米ドル	39,979,677	39,997,335	6.79
40,000,000	PRUDENTIAL PLC CP (USD) 06/01/12	米ドル	39,948,954	39,962,825	6.79
45,000,000	STANDARD CHARTERED BANK ECP (USD) 13/01/12	米ドル	44,943,758	44,951,036	7.64
45,000,000	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC CP (USD) 12/01/12	米ドル	44,951,116	44,960,349	7.64
	イギリス合計		377,046,787	377,286,019	64.10
	コマーシャル・ペーパー合計		491,880,931	492,162,271	83.61
	金融市場商品合計		491,880,931	492,162,271	83.61

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

米ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の業種別分類

（対純資産比率）

2011年10月31日現在

	対純資産率％
銀行・その他の金融機関	61.96
保険	14.01
金融、投資およびその他の多角経営企業	7.64
	83.61

投資有価証券の地域別分類

2011年10月31日現在

（対純資産比率）

	対純資産率％
イギリス	64.10
オーストラリア	6.79
韓国	6.78
ドイツ	5.94
	83.61

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

英ポンド・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2011年10月31日現在

（単位：英ポンド）

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	時価の対純 資産比率
			(英ポンド)	(英ポンド)	(%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
1,500,000	MACQUARIE BANK LIMITED ECP (GBP) 30/11/11	英ポンド	1,498,197	1,499,113	6.95
	オーストラリア合計		1,498,197	1,499,113	6.95
ドイツ					
1,000,000	COMMERZBANK AG (GBP) ECP 30/11/11	英ポンド	997,932	998,983	4.63
	ドイツ合計		997,932	998,983	4.63
日本					
1,500,000	THE NORINCHUKIN BANK LONDON ECP (GBP) 08/11/11	英ポンド	1,498,397	1,499,790	6.96
	日本合計		1,498,397	1,499,790	6.96
韓国					
1,500,000	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP (GBP) 17/01/12	英ポンド	1,495,297	1,495,526	6.94
	韓国合計		1,495,297	1,495,526	6.94
スウェーデン					
1,500,000	NORDEA BANK AB ECP (GBP) 15/11/11	英ポンド	1,499,441	1,499,581	6.95
	スウェーデン合計		1,499,441	1,499,581	6.95
イギリス					
1,500,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI LONDON UFJ ECP (GBP) 09/12/11	英ポンド	1,497,184	1,498,752	6.95
1,500,000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) (GBP) CP 21/12/11	英ポンド	1,496,418	1,497,993	6.95
1,500,000	LLOYDS TSB BANK PLC CP (GBP) 06/12/11	英ポンド	1,498,373	1,499,040	6.96
1,500,000	PRUDENTIAL PLC CP (GBP) 06/01/12	英ポンド	1,496,530	1,497,473	6.95
1,500,000	STANDARD CHARTERED BANK ECP (GBP) 13/01/12	英ポンド	1,497,002	1,497,390	6.94
1,500,000	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC CP (GBP) 12/01/12	英ポンド	1,496,642	1,497,276	6.94
	イギリス合計		8,982,149	8,987,924	41.69
	コマーシャル・ペーパー合計		15,971,413	15,980,917	74.12
	金融市場商品合計		15,971,413	15,980,917	74.12

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

英ポンド・ポートフォリオ

投資有価証券の業種別分類

2011年10月31日現在

（対純資産比率）

	対純資産率％
銀行・その他の金融機関	60.23
保険	6.95
金融、投資およびその他の多角経営企業	6.94
	74.12

投資有価証券の地域別分類

2011年10月31日現在

（対純資産比率）

	対純資産率％
イギリス	41.69
日本	6.96
オーストラリア	6.95
スウェーデン	6.95
韓国	6.94
ドイツ	4.63
	74.12

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

ユーロ・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2011年10月31日現在

（単位：ユーロ）

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	時価の対純 資産比率
			(ユーロ)	(ユーロ)	(%)
金融市場商品					
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
2,000,000	MACQUARIE BANK LIMITED ECP (EUR) 30/11/11	ユーロ	1,997,969	1,999,001	5.16
	オーストラリア合計		1,997,969	1,999,001	5.16
デンマーク					
1,500,000	DANSKE BANK A/S UK CP 08/12/11	ユーロ	1,495,762	1,498,105	3.87
	デンマーク合計		1,495,762	1,498,105	3.87
ドイツ					
1,500,000	COMMERZBANK AG (EUR) ECP 30/11/11	ユーロ	1,496,956	1,498,503	3.87
	ドイツ合計		1,496,956	1,498,503	3.87
ノルウェー					
2,500,000	DNB NORBANK ASA ECP (EUR) 21/11/11	ユーロ	2,498,401	2,498,951	6.45
	ノルウェー合計		2,498,401	2,498,951	6.45
韓国					
2,500,000	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP (EUR) 17/01/12	ユーロ	2,493,072	2,493,410	6.44
	韓国合計		2,493,072	2,493,410	6.44
イギリス					
2,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI LONDON UFJ ECP (EUR) 09/12/11	ユーロ	1,995,108	1,997,903	5.16
2,000,000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) (EUR) CP 21/12/11	ユーロ	1,994,354	1,996,836	5.15
2,000,000	LLOYDS TSB BANK PLC CP (EUR) 06/12/11	ユーロ	1,996,110	1,997,704	5.16
2,000,000	NORINCHUKIN BANK LONDON ECP (EUR) 08/11/11	ユーロ	1,997,124	1,999,623	5.15
2,000,000	PRUDENTIAL PLC CP (EUR) 06/01/12	ユーロ	1,996,123	1,997,177	5.16
2,000,000	STANDARD CHARTERED BANK ECP (EUR) 13/01/12	ユーロ	1,996,370	1,996,840	5.15
2,000,000	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC CP (EUR) 12/01/12	ユーロ	1,993,124	1,994,423	5.15
	イギリス合計		13,968,313	13,980,506	36.08
	コマーシャル・ペーパー合計		23,950,473	23,968,476	61.87
	金融市場商品合計		23,950,473	23,968,476	61.87

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

ユーロ・ポートフォリオ

投資有価証券の業種別分類

2011年10月31日現在

（対純資産比率）

	対純資産率％
銀行・その他の金融機関	45.11
ファイナンス	6.45
保険	5.16
金融、投資およびその他の多角経営企業	5.15
	61.87

投資有価証券の地域別分類

2011年10月31日現在

（対純資産比率）

	対純資産率％
イギリス	36.08
ノルウェー	6.45
韓国	6.44
オーストラリア	5.16
デンマーク	3.87
ドイツ	3.87
	61.87

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Combined statement of net assets as at October 31, 2011
(expressed in the sub-fund currency and in US dollars)

ASSETS	Notes	US Dollar Portfolio USD	Sterling Pound Portfolio GBP	Euro Portfolio EUR	Combined USD
Investments in securities at market value	2.3	492 162 271	15 980 917	23 968 476	551 723 458
Investment in securities at cost		491 880 931	15 971 413	23 950 473	551 401 396
Cash at bank		96 745 309	5 599 245	14 818 044	126 693 565
Bank interest receivable		-	404	1 540	2 826
Other assets		1 045	79	74	1 275
Prepaid expenses		1 245	-	82	1 361
Total assets		588 909 870	21 580 645	38 788 216	678 422 485
LIABILITIES					
Management Company fees	3	22 955	1 766	4 986	32 843
Investment advisory fees payable	4	58 331	5 228	14 958	87 882
Professional fees payable		17 919	913	1 154	21 018
Custodian fees payable	5	15 667	1 206	3 404	22 417
Distributors fees payable	6	114 777	8 833	24 930	164 219
Subscription tax payable	7	4 900	180	323	5 645
Other payable		1 493	664	1 273	4 360
Total liabilities		236 042	18 790	51 028	338 384
Net assets		588 673 828	21 561 855	38 737 188	678 084 101
Number of units outstanding		58 867 382 848	2 156 185 506	3 873 718 818	
Net asset value per unit		USD 0.01	GBP 0.01	EUR 0.01	

The accompanying notes form a integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2011
(expressed in the sub-fund currency and in US dollars)

	Notes	US Dollar Portfolio USD	Sterling Pound Portfolio GBP	Euro Portfolio EUR	Combined USD
Net assets at the beginning of the year *		591 790 986	24 741 102	34 653 251	680 531 107
INCOME					
Interest on time deposits		229 805	20 965	84 099	382 412
Other income		72 704	2 797	3 251	81 792
Total income		302 509	23 762	87 350	464 204
EXPENSES					
Management Company fees	3	115 802	8 282	17 212	153 443
Investment advisory fees	4	292 991	24 772	51 633	405 795
Distributors' fees	6	578 562	41 383	86 038	766 702
Professional fees		77 811	3 316	5 510	90 928
Custodian fees	5	79 074	5 655	11 753	104 777
Subscription tax	7	58 658	2 247	3 507	67 225
Other expenses		200 886	15 213	12 882	243 535
Total expenses		1 403 784	100 868	188 535	1 832 405
Net investment income / loss		(1 101 275)	(77 106)	(101 185)	(1 368 201)
Net realised gain on sales of investments	2.4	2 133 794	162 940	277 545	2 787 976
Net realised gain for the year		2 133 794	162 940	277 545	2 787 976
Net change in unrealised appreciation / (depreciation) on investments		32 548	(5 788)	(7 475)	12 683
Increase in net assets as a result of operations		1 065 067	80 046	168 885	1 432 458
Dividends declared	8	(1 065 067)	(80 046)	(168 885)	(1 432 458)
Proceeds from units issued		604 774 263	3 536 307	17 744 656	635 548 602
Payments for units redeemed		(607 891 421)	(6 715 554)	(13 660 719)	(637 995 608)
		(3 117 158)	(3 179 247)	4 083 937	(2 447 006)
Net assets at the end of the year		588 673 828	21 561 855	38 737 188	678 084 101

*The opening balance was combined using the foreign exchange rates as of October 31, 2011. The same net assets when combined using the foreign exchange rate ruling as of October 31, 2010 reflected a figure of USD 678 584 920.

The accompanying notes form a integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Statistical information

	Year ended October 31, 2011	Year ended October 31, 2010	Year ended October 31, 2009
US Dollar Portfolio			
Number of units outstanding at the end of the year	58 867 382 848	59 179 098 564	53 730 058 568
	USD	USD	USD
Total net asset value at the end of the year	588 673 828	591 790 986	537 300 586
Net asset value per unit at the end of the year	0.01	0.01	0.01
Sterling Pound Portfolio			
Number of units outstanding at the end of the year	2 156 185 506	2 474 110 245	2 626 935 126
	GBP	GBP	GBP
Total net asset value at the end of the year	21 561 855	24 741 102	26 269 351
Net asset value per unit at the end of the year	0.01	0.01	0.01
Euro Portfolio			
Number of units outstanding at the end of the year	3 873 718 818	3 465 325 079	3 361 772 798
	EUR	EUR	EUR
Total net asset value at the end of the year	38 737 188	34 653 251	33 617 728
Net asset value per unit at the end of the year	0.01	0.01	0.01

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2011

Note 1 - General

Gaikadate Money Market Fund (the “Fund”) is an open-ended mutual investment umbrella fund (“Fonds Commun de Placement”) regulated by the provisions of part II of the Luxembourg law of December 20, 2002 until December 31, 2010 and to the law of December 17, 2010 since January 1, 2011.

The Fund is managed by Japan Fund Management (Luxembourg) S.A., a company incorporated under the laws of Luxembourg and having its registered office in Munsbach, in accordance with Management Regulations effective on October 8, 1997, published in the “Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations”, on November 10, 1997. Amendments to the Management Regulations were published for the last time on July 29, 2011.

As of October 31, 2011, Gaikadate Money Market Fund, which has been created for an undetermined period, has three sub-funds:

- US Dollar Portfolio, launched on October 9, 1997
- Sterling Pound Portfolio, launched on August 13, 1998
- Euro Portfolio, launched on August 13, 1998.

As of October 31, 2011, Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. has been appointed Management Company for:

- Alamco Global Fund
- DIAM Fund
- DIAM Global Fund
- DIAM Regional Equity Fund
- DKA International Fund
- DLIBJ Open Fund
- Gaikadate Money Market Fund
- Global Property Portfolio Fund
- IE96 Open Fund
- MHTB Japan Equity Fund
- Mizuho Fund Series
- Mizuho TB Fund
- Nikko AM World Fund
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund
- TMA Asia & Oceania Equity Fund A (in liquidation)
- TMA Umbrella Fund

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2011 (cont.)

Note 1 - General (cont.)

- TMA Umbrella Fund II (in liquidation)
- Tokio Marine Fund
- Top Manager
- Top Manager Selection

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment.

2.2 Combined financial statements

The combined statement of net assets and combined statement of operations and changes in net assets represent the total of the statements of net assets and statements of operations of the individual sub-funds, translated in USD at the exchange rates prevailing at the year-end.

2.3 Investments in securities

Each sub-fund's portfolio securities are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. Each Fund's portfolio holdings will be monitored by or under the direction of the Management Company to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to investors, the Management Company will take corrective action as specified in the prospectus of the Fund.

2.4 Net realised profit/(loss) on sales of investments

The net realised profit/(loss) on sales of investments is determined on the basis of the average cost of investments sold.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2011 (cont.)

Note 2 - Significant accounting policies (cont.)

2.5 Translation of foreign currencies

Assets and liabilities denominated in currencies other than the sub-fund's currency are translated into that currency at the exchange rates prevailing at year-end. Income and expenses denominated in currencies other than the sub-fund's currency are translated at the exchange rates prevailing at the transaction date.

The cost of securities denominated in currencies other than the sub-fund's currency is translated at the exchange rate prevailing at purchase date.

Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the statement of operations and changes in net assets determining the result for the year.

Currency exchange rates prevailing at year-end:

1 EUR = 1.414 USD
1 GBP = 1.6059 USD
1 JPY = 0.013185654 USD

2.6 Common costs allocation

The costs incurred in common for the different sub-funds are distributed between each of them in proportion to their respective net assets.

Note 3 - Management Company fee

The Management Company is entitled to a management fee payable quarterly out of the assets of each Portfolio at a maximum annual rate of 0.06 per cent of the average of the daily net asset values of each Portfolio during the relevant quarter.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2011 (cont.)

Note 4 - Investment advisory fees

The Investment Adviser to Gaikadate Money Market Fund is entitled to advisory fees payable quarterly out of the net assets of each sub-fund at the following maximum annual rates of the average of the daily net assets of each sub-fund during the relevant quarter:

US Dollar Portfolio

- up to USD 200 mios	0.18%
- over USD 200 mios and up to USD 500 mios	0.15%
- over USD 500 mios and up to USD 2 billion	0.10%
- over USD 2 billion	0.09%

Sterling Pound Portfolio

- up to GBP 120 mios	0.18%
- over GBP 120 mios and up to GBP 300 mios	0.15%
- over GBP 300 mios and up to GBP 1.2 billion	0.10%
- over GBP 1.2 billion	0.09%

Euro Portfolio

- up to EUR 200 mios	0.18%
- over EUR 200 mios and up to EUR 500 mios	0.15%
- over EUR 500 mios and up to EUR 2 billion	0.10%
- over EUR 2 billion	0.09%

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive a custodian fee at a maximum annual rate of 0.032% and a supervisory and monitoring fee at a maximum annual rate of 0.008% of the average of the daily net assets of each of the sub-fund payable quarterly. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Custodian, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of a Fund is entrusted, are borne by such sub-fund.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2011 (cont.)

Note 6 - Distributors fees

Each distributor in Japan is entitled to a fee at a maximum annual rate of 0.30% of the average of the daily net assets of each of the sub-fund payable quarterly. Allocation among the distributors will be decided based on the average of daily outstanding balance of units of each sub-fund during the relevant quarter sold by such distributors.

Note 7 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law with respect to its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a "Taxe d'abonnement" on its net asset value at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly on the basis of the net assets at the end of the relevant quarter.

Income derived from the Fund's investments in securities held may be subject to withholding taxes withheld at source in the countries of the issuers of such securities and which may not always be recoverable.

Note 8 - Dividends

The Management Company intends to declare daily dividends in an amount necessary to maintain each sub-fund's net assets per unit at the amount specified in its investment policy. The dividends in respect of the units of each sub-fund issued are accrued during the period from (and including) the payment date of the units up to (but excluding) the repayment date of such units.

On the last Dealing Day in each month all dividends declared, accrued (up to and including the day immediately preceding the last Dealing Day) and not yet paid (after deducting withholding and other taxes required to be paid (if any) in Luxembourg and/or countries of unitholders in respect of dividends), are automatically reinvested against issue of further units of the relevant sub-fund at the net assets per unit of such sub-fund determined on the Dealing Day preceding the aforesaid last Dealing Day.

If the Distributor or Selling Dealer, on behalf of the unitholder, has so indicated to the Transfer Agent, dividends will instead be paid in cash on the next Dealing Day following the aforesaid last Dealing Day by check or bank transfer, subject to applicable foreign exchange regulations applicable in the country where the payment has been requested to be made.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund
US Dollar Portfolio

Statement of investments as at October 31, 2011
(expressed in US dollars)

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Market value as a percentage of net assets
			USD	USD	%
Money Market Instruments					
Commercial papers					
Australia					
40 000 000	MACQUARIE BANK LIMITED ECP (USD) 30/11/11	USD	39 976 292	39 988 340	6.79
	Total Australia		39 976 292	39 988 340	6.79
Germany					
35 000 000	COMMERZBANK AG (USD) ECP 30/11/11	USD	34 949 663	34 975 244	5.94
	Total Germany		34 949 663	34 975 244	5.94
South Korea					
40 000 000	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP (USD) 17/01/12	USD	39 908 189	39 912 668	6.78
	Total South Korea		39 908 189	39 912 668	6.78
United Kingdom					
42 500 000	AVIVA PLC CP (USD) 25/11/11	USD	42 474 868	42 490 561	7.22
40 000 000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI LONDON UFJ ECP (USD) 09/12/11	USD	39 968 680	39 986 577	6.79
45 000 000	CLYDESDALE BANK PLC CP (USD) 21/11/11	USD	44 863 243	44 984 561	7.65
45 000 000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) (USD) CP 21/12/11	USD	44 930 719	44 961 172	7.64
35 000 000	LLOYDS TSB BANK PLC CP (USD) 06/12/11	USD	34 985 772	34 991 603	5.94
40 000 000	NORINCHUKIN BANK LONDON ECP (USD) 08/11/11	USD	39 979 677	39 997 335	6.79
40 000 000	PRUDENTIAL PLC CP (USD) 06/01/12	USD	39 948 954	39 962 825	6.79
45 000 000	STANDARD CHARTERED BANK ECP (USD) 13/01/12	USD	44 943 758	44 951 036	7.64
45 000 000	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC CP (USD) 12/01/12	USD	44 951 116	44 960 349	7.64
	Total United Kingdom		377 046 787	377 286 019	64.10
	Total commercial papers		491 880 931	492 162 271	83.61
	Total money market instruments		491 880 931	492 162 271	83.61

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund
US Dollar Portfolio

Economic classification of investments as at October 31, 2011
(as a percentage of net assets)

	%
Banks and other credit institutions	61.96
Insurance	14.01
Financial, investment and other diversified companies	7.64
	83.61

Geographical classification of investments as at October 31, 2011
(as a percentage of net assets)

	%
United Kingdom	64.10
Australia	6.79
South Korea	6.78
Germany	5.94
	83.61

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund
Sterling Pound Portfolio

Statement of investments as at October 31, 2011
(expressed in Pounds sterling)

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Market value as a percentage of net assets
			GBP	GBP	%
Money Market Instruments					
Commercial papers					
Australia					
1 500 000	MACQUARIE BANK LIMITED ECP (GBP) 30/11/11	GBP	1 498 197	1 499 113	6.95
	Total Australia		1 498 197	1 499 113	6.95
Germany					
1 000 000	COMMERZBANK AG (GBP) ECP 30/11/11	GBP	997 932	998 983	4.63
	Total Germany		997 932	998 983	4.63
Japan					
1 500 000	THE NORINCHUKIN BANK LONDON ECP (GBP) 08/11/11	GBP	1 498 397	1 499 790	6.96
	Total Japan		1 498 397	1 499 790	6.96
South Korea					
1 500 000	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP (GBP) 17/01/12	GBP	1 495 297	1 495 526	6.94
	Total South Korea		1 495 297	1 495 526	6.94
Sweden					
1 500 000	NORDEA BANK AB ECP (GBP) 15/11/11	GBP	1 499 441	1 499 581	6.95
	Total Sweden		1 499 441	1 499 581	6.95
United Kingdom					
1 500 000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI LONDON UFJ ECP (GBP) 09/12/11	GBP	1 497 184	1 498 752	6.95
1 500 000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) (GBP) CP 21/12/11	GBP	1 496 418	1 497 993	6.95
1 500 000	LLOYDS TSB BANK PLC CP (GBP) 06/12/11	GBP	1 498 373	1 499 040	6.96
1 500 000	PRUDENTIAL PLC CP (GBP) 06/01/12	GBP	1 496 530	1 497 473	6.95
1 500 000	STANDARD CHARTERED BANK ECP (GBP) 13/01/12	GBP	1 497 002	1 497 390	6.94
1 500 000	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC CP (GBP) 12/01/12	GBP	1 496 642	1 497 276	6.94
	Total United Kingdom		8 982 149	8 987 924	41.69
	Total commercial papers		15 971 413	15 980 917	74.12
	Total money market instruments		15 971 413	15 980 917	74.12

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund
Sterling Pound Portfolio

Economic classification of investments as at October 31, 2011
(as a percentage of net assets)

	%
Banks and other credit institutions	60.23
Insurance	6.95
Financial, investment and other diversified companies	6.94
	74.12

Geographical classification of investments as at October 31, 2011
(as a percentage of net assets)

	%
United Kingdom	41.69
Japan	6.96
Australia	6.95
Sweden	6.95
South Korea	6.94
Germany	4.63
	74.12

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund
Euro Portfolio

Statement of investments as at October 31, 2011
(expressed in Euro)

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Market value as a percentage of net assets
			EUR	EUR	%
Money Market Instruments					
Commercial papers					
Australia					
2 000 000	MACQUARIE BANK LIMITED ECP (EUR) 30/11/11	EUR	1 997 969	1 999 001	5.16
	Total Australia		1 997 969	1 999 001	5.16
Denmark					
1 500 000	DANSKE BANK A/S UK CP 08/12/11	EUR	1 495 762	1 498 105	3.87
	Total Denmark		1 495 762	1 498 105	3.87
Germany					
1 500 000	COMMERZBANK AG (EUR) ECP 30/11/11	EUR	1 496 956	1 498 503	3.87
	Total Germany		1 496 956	1 498 503	3.87
Norway					
2 500 000	DNB NORBANK ASA ECP (EUR) 21/11/11	EUR	2 498 401	2 498 951	6.45
	Total Norway		2 498 401	2 498 951	6.45
South Korea					
2 500 000	EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA CP (EUR) 17/01/12	EUR	2 493 072	2 493 410	6.44
	Total South Korea		2 493 072	2 493 410	6.44
United Kingdom					
2 000 000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI LONDON UFJ ECP (EUR) 09/12/11	EUR	1 995 108	1 997 903	5.16
2 000 000	KOREA DEVELOPMENT BANK (LONDON) (EUR) CP 21/12/11	EUR	1 994 354	1 996 836	5.15
2 000 000	LLOYDS TSB BANK PLC CP (EUR) 06/12/11	EUR	1 996 110	1 997 704	5.16
2 000 000	NORINCHUKIN BANK LONDON ECP (EUR) 08/11/11	EUR	1 997 124	1 999 623	5.15
2 000 000	PRUDENTIAL PLC CP (EUR) 06/01/12	EUR	1 996 123	1 997 177	5.16
2 000 000	STANDARD CHARTERED BANK ECP (EUR) 13/01/12	EUR	1 996 370	1 996 840	5.15
2 000 000	SUMITOMO CORP CAPITAL EUR PLC CP (EUR) 12/01/12	EUR	1 993 124	1 994 423	5.15
	Total United Kingdom		13 968 313	13 980 506	36.08
	Total commercial papers		23 950 473	23 968 476	61.87
	Total money market instruments		23 950 473	23 968 476	61.87

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund
Euro Portfolio

Economic classification of investments as at October 31, 2011
(as a percentage of net assets)

	%
Banks and other credit institutions	45.11
Finance	6.45
Insurance	5.16
Financial, investment and other diversified companies	5.15
	61.87

Geographical classification of investments as at October 31, 2011
(as a percentage of net assets)

	%
United Kingdom	36.08
Norway	6.45
South Korea	6.44
Australia	5.16
Denmark	3.87
Germany	3.87
	61.87

(2) 【2010年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

連結純資産計算書

2010年10月31日現在

(単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル)

注	米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		ユーロ・ポートフォリオ		連結	
	米ドル	千円	英ポンド	千円	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産								
投資有価証券時価評価額 2.3	364,414,693	27,833,994	17,961,031	2,156,581	27,048,042	2,718,058	430,029,427	32,845,648
現金預金	227,769,180	17,397,010	6,800,999	816,596	7,633,092	767,049	249,019,828	19,020,134
未収銀行利息	2,151	164	157	19	263	26	2,760	211
前払費用	1,026	78	57	7	63	6	1,203	92
資産合計	592,187,050	45,231,247	24,762,244	2,973,203	34,681,460	3,485,140	679,053,218	51,866,085
負債								
未払費用	368,278	28,129	20,506	2,462	26,452	2,658	437,086	33,385
未払分配金	5,774	441	226	27	616	62	6,980	533
未払発行税 7	4,932	377	206	25	289	29	5,655	432
その他の未払金	17,080	1,305	204	24	852	86	18,577	1,419
負債合計	396,064	30,251	21,142	2,539	28,209	2,835	468,298	35,769
純資産	591,790,986	45,200,996	24,741,102	2,970,664	34,653,251	3,482,305	678,584,920	51,830,316
発行済受益証券	59,179,098,564口		2,474,110,245口		3,465,325,079口			
1口当たり純資産価格	0.01米ドル	1円	0.01英ポンド	1円	0.01ユーロ	1円		

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

連結運用および純資産変動計算書

2010年10月31日終了年度

（単位：サブ・ファンドの通貨および米ドル）

	注	米ドル・ポートフォリオ		英ポンド・ポートフォリオ		ユーロ・ポートフォリオ		連結	
		米ドル	千円	英ポンド	千円	ユーロ	千円	米ドル	千円
期首現在純資産額 [*]		537,300,586	41,039,019	26,269,351	3,154,161	33,617,728	3,378,245	625,079,482	47,743,571
収益									
定期預金利息		156,483	11,952	23,054	2,768	20,993	2,110	221,793	16,941
その他の収益		64,643	4,937	3,063	368	2,745	276	73,258	5,595
収益合計		221,126	16,890	26,117	3,136	23,738	2,385	295,051	22,536
費用									
管理報酬	3	190,754	14,570	9,458	1,136	11,039	1,109	220,891	16,872
投資顧問報酬	4	495,903	37,877	28,375	3,407	33,119	3,328	586,317	44,783
販売会社報酬	6	954,204	72,882	46,831	5,623	55,224	5,549	1,104,203	84,339
専門家報酬		61,293	4,682	2,683	322	3,365	338	70,164	5,359
保管報酬	5	130,230	9,947	6,457	775	7,535	757	150,802	11,518
発行税	7	57,496	4,392	2,728	328	3,388	340	66,469	5,077
その他の費用		186,162	14,219	13,945	1,674	12,942	1,301	226,003	17,262
費用合計		2,076,042	158,568	110,477	13,265	126,612	12,723	2,424,849	185,210
投資純損益		(1,854,916)	(141,678)	(84,360)	(10,129)	(102,874)	(10,338)	(2,129,798)	(162,674)
投資有価証券売却に係る実現純利益	2.4	4,232,564	323,283	170,416	20,462	199,364	20,034	4,776,210	364,807
当期実現純利益		4,232,564	323,283	170,416	20,462	199,364	20,034	4,776,210	364,807
投資有価証券に係る未実現評価利益／（損失）の変動純額		(805,392)	(61,516)	(5,554)	(667)	(3,050)	(306)	(818,361)	(62,506)
運用による純資産の増加		1,572,256	120,089	80,502	9,666	93,440	9,390	1,828,051	139,627
宣言された分配金	8	(1,572,256)	(120,089)	(80,502)	(9,666)	(93,440)	(9,390)	(1,828,051)	(139,627)
受益証券発行による収益		543,631,017	41,522,537	9,866,320	1,184,649	12,015,121	1,207,400	575,757,204	43,976,335
受益証券買戻費用		(489,140,617)	(37,360,560)	(11,394,569)	(1,368,146)	(10,979,598)	(1,103,340)	(522,251,766)	(39,889,590)
		54,490,400	4,161,977	(1,528,249)	(183,497)	1,035,523	104,060	53,505,438	4,086,745
期末現在純資産		591,790,986	45,200,996	24,741,102	2,970,664	34,653,251	3,482,305	678,584,920	51,830,316

^{*} 期首の連結残高は、2010年10月31日現在の為替レートを使用して合算されたものである。2009年10月31日現在の為替レートを使用して合算された場合の同期首の同残高は、629,945,555米ドルである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

統計情報

	2010年10月31日終了年度		2009年10月31日終了年度		2008年10月31日終了年度	
米ドル・ポートフォリオ	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
発行済受益証券口数	59,179,098,564	口	53,730,058,568	口	52,753,687,174	口
期末現在純資産総額	591,790,986	45,200,996	537,300,586	41,039,019	527,536,872	40,293,266
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円
英ポンド・ポートフォリオ	英ポンド	千円	英ポンド	千円	英ポンド	千円
発行済受益証券口数	2,474,110,245	口	2,626,935,126	口	1,914,714,409	口
期末現在純資産総額	24,741,102	2,970,664	26,269,351	3,154,161	19,147,144	2,298,998
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円
ユーロ・ポートフォリオ	ユーロ	千円	ユーロ	千円	ユーロ	千円
発行済受益証券口数	3,465,325,079	口	3,361,772,798	口	3,067,984,159	口
期末現在純資産総額	34,653,251	3,482,305	33,617,728	3,378,245	30,679,842	3,083,017
期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	0.01	1 円	0.01	1 円	0.01	1 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2010年10月31日現在

注１．概況

外貨建マネー・マーケット・ファンド（「ファンド」）は、ルクセンブルグの2002年12月20日法パートの条文により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（「契約型投資信託」）である。

ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立され、その登記上の事務所をミュンスバッハに有するジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイにより、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン紙に公告された約款に従って管理・運用される。直近の約款の変更は、2004年3月27日に公告されたものである。

2010年10月31日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、3つのサブ・ファンドを有している。

- 米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始
- 英ポンド・ポートフォリオ、1998年8月13日付で運用開始
- ユーロ・ポートフォリオ、1998年8月13日付で運用開始

2010年10月31日現在、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、以下のファンドの管理会社に任命されている。

- アラムコ・グローバル・ファンド
- D I A M ファンド
- D I A M グローバル・ファンド
- D I A M リージョナル・エクイティ・ファンド
- D K A インターナショナル・ファンド
- D L I B J オープン・ファンド
- ユーロ・アドバンス・ファンド
- 外貨建マネー・マーケット・ファンド
- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
- I E 96オープン・ファンド
- みずほ ファンド・シリーズ
- みずほ T B ファンド
- M H T B ジャパン・エクイティ・ファンド
- M L セレクティッド・ファンド・シリーズ
- ニッコウ A M ワールド・ファンド
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
- T M A アジア・アンド・オセアニア・エクイティ・ファンド
- T M A アンブレラ・ファンド
- T M A アンブレラ・ファンド
- 東京マリン・ファンド
- トップマネジャー
- トップマネジャー・セレクション

注２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。

2.2 連結財務書類

連結純資産計算書、連結運用および純資産変動計算書は、個々のサブ・ファンドの純資産計算書および運用計算書の合計を表しており、年度末現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。

2.3 有価証券への投資

各サブ・ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。各ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、管理会社によりまたは管理会社の指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、管理会社は、ファンドの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

2.4 投資有価証券の売却に係る実現純損益

投資有価証券の売却に係る実現純損益は、売却有価証券の平均原価に基づいて決定される。

2.5 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算されている。

サブ・ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

年度末現在の為替レートは以下のとおりである。

1 ユーロ	=	1.3779米ドル
1 英ポンド	=	1.57815米ドル
1 日本円	=	0.012245148米ドル

2.6 共通費の割当

各サブ・ファンドについて共通して発生した費用は、各サブ・ファンドの間で純資産に応じて比例配分される。

注3．管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの純資産から、四半期毎に当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大年率0.06%（米ドル・ポートフォリオについては四半期につき最低5,500ドル、英ポンド・ポートフォリオについては四半期につき最低3,300英ポンドおよびユーロ・ポートフォリオについては四半期につき最低5,000ユーロ）で支払われる管理報酬を受領する権利を有する。

注4．投資顧問報酬

外貨建マネー・マーケット・ファンドの投資顧問会社は、各サブ・ファンドの純資産から、各サブ・ファンドの当該四半期中の日々の平均純資産額の以下の最大年率で四半期毎に支払われる顧問報酬を受領する権利を有する。

米ドル・ポートフォリオ

- 2億米ドル未満	0.18%
- 2億米ドル超 5億米ドル未満	0.15%
- 5億米ドル超 20億米ドル未満	0.10%
- 20億米ドル超	0.09%

英ポンド・ポートフォリオ

- 1億2千万英ポンド未満	0.18%
- 1億2千万英ポンド超 3億英ポンド未満	0.15%
- 3億英ポンド超 12億英ポンド未満	0.10%
- 12億英ポンド超	0.09%

1年に付き、最低36,000英ポンド。

ユーロ・ポートフォリオ

- 2億ユーロ未満	0.18%
- 2億ユーロ超 5億ユーロ未満	0.15%
- 5億ユーロ超 20億ユーロ未満	0.10%
- 20億ユーロ超	0.09%

1年に付き、最低55,000ユーロ。

注5．保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われる各サブ・ファンドの日々の純資産総額の平均の最大で年率0.032%の保管報酬、ならびに最大で年率0.008%の監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該サブ・ファンドが負担する。

注6．販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンド資産から、四半期毎に支払われる当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の最大で年率0.30%の報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、当該販売会社により、関連する四半期中に販売された各サブ・ファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

注7．税制

ファンドは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、ファンドは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのファンドの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

注8．分配金

管理会社は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。各サブ・ファンドの発行済受益証券に関する分

配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の期間について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定される各サブ・ファンドの１口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつき当該サブ・ファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Combined statement of net assets as at October 31, 2010
(expressed in the sub-fund currency and in US dollars)

ASSETS	Notes	US Dollar Portfolio USD	Sterling Pound Portfolio GBP	Euro Portfolio EUR	Combined USD
Investments in securities at market value	2.3	364 414 693	17 961 031	27 048 042	430 029 427
Cash at bank		227 769 180	6 800 999	7 633 092	249 019 828
Bank interest receivable		2 151	157	263	2 760
Prepaid expenses		1 026	57	63	1 203
Total assets		592 187 050	24 762 244	34 681 460	679 053 218
LIABILITIES					
Accrued expenses payable		368 278	20 506	26 452	437 086
Dividends payable		5 774	226	616	6 980
Subscription tax payable	7	4 932	206	289	5 655
Other payable		17 080	204	852	18 577
Total liabilities		396 064	21 142	28 209	468 298
Net assets		591 790 986	24 741 102	34 653 251	678 584 920
Number of units outstanding		59 179 098 564	2 474 110 245	3 465 325 079	
Net asset value per unit		USD 0.01	GBP 0.01	EUR 0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended October 31, 2010
(expressed in the sub-fund currency and in US dollars)

	Notes	US Dollar Portfolio USD	Sterling Pound Portfolio GBP	Euro Portfolio EUR	Combined USD
Net assets at the beginning of the year *		537 300 586	26 269 351	33 617 728	625 079 482
INCOME					
Interest on time deposits		156 483	23 054	20 993	221 793
Other income		64 643	3 063	2 745	73 258
Total income		221 126	26 117	23 738	295 051
EXPENSES					
Management Company fees	3	190 754	9 458	11 039	220 891
Investment advisory fees	4	495 903	28 375	33 119	586 317
Distributors' fees	6	954 204	46 831	55 224	1 104 203
Professional fees		61 293	2 683	3 365	70 164
Custodian fees	5	130 230	6 457	7 535	150 802
Subscription tax	7	57 496	2 728	3 388	66 469
Other expenses		186 162	13 945	12 942	226 003
Total expenses		2 076 042	110 477	126 612	2 424 849
Net investment income / loss		(1 854 916)	(84 360)	(102 874)	(2 129 798)
Net realised gain on sales of investments	2.4	4 232 564	170 416	199 364	4 776 210
Net realised gain for the year		4 232 564	170 416	199 364	4 776 210
Net change in unrealised appreciation / (depreciation) on investments		(805 392)	(5 554)	(3 050)	(818 361)
Increase in net assets as a result of operations		1 572 256	80 502	93 440	1 828 051
Dividends declared	8	(1 572 256)	(80 502)	(93 440)	(1 828 051)
Proceeds from units issued		543 631 017	9 866 320	12 015 121	575 757 204
Payments for units redeemed		(489 140 617)	(11 394 569)	(10 979 598)	(522 251 766)
		54 490 400	(1 528 249)	1 035 523	53 505 438
Net assets at the end of the year		591 790 986	24 741 102	34 653 251	678 584 920

*The opening balance was combined using the foreign exchange rates as of October 31, 2010. The same net assets when combined using the foreign exchange rate ruling as of October 31, 2009 reflected a figure of USD 629 945 555.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Statistical information

	Year ended October 31, 2010	Year ended October 31, 2009	Year ended October 31, 2008
US Dollar Portfolio			
Number of units outstanding	59 179 098 564	53 730 058 568	52 753 687 174
	USD	USD	USD
Total net asset value at the end of the year	591 790 986	537 300 586	527 536 872
Net asset value per unit at the end of the year	0.01	0.01	0.01
Sterling Pound Portfolio			
Number of units outstanding	2 474 110 245	2 626 935 126	1 914 714 409
	GBP	GBP	GBP
Total net asset value at the end of the year	24 741 102	26 269 351	19 147 144
Net asset value per unit at the end of the year	0.01	0.01	0.01
Euro Portfolio			
Number of units outstanding	3 465 325 079	3 361 772 798	3 067 984 159
	EUR	EUR	EUR
Total net asset value at the end of the year	34 653 251	33 617 728	30 679 842
Net asset value per unit at the end of the year	0.01	0.01	0.01

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2010

Note 1 - General

Gaikadate Money Market Fund (the “Fund”) is an open-ended mutual investment umbrella fund (“Fonds Commun de Placement ”) regulated by the provisions of part II of the Luxembourg law of December 20, 2002.

The Fund is managed by Japan Fund Management (Luxembourg) S.A., a company incorporated under the laws of Luxembourg and having its registered office in Munsbach, in accordance with Management Regulations effective on October 8, 1997, published in the “Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations”, on November 10, 1997. Amendments to the Management Regulations were published for the last time on March 27, 2004.

At October 31, 2010, Gaikadate Money Market Fund, which has been created for an undetermined period, has three sub-funds:

- US Dollar Portfolio, launched on October 9, 1997
- Sterling Pound Portfolio, launched on August 13, 1998
- Euro Portfolio, launched on August 13, 1998.

As of October 31, 2010 Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. has been appointed Management Company for:

- Alamco Global Fund
- DIAM Fund
- DIAM Global Fund
- DIAM Regional Equity Fund
- DKA International Fund
- DLIBJ Open Fund
- Euro Advance Fund
- Gaikadate Money Market Fund
- Global Property Portfolio Fund
- IE96 Open Fund
- Mizuho Fund Series
- Mizuho TB Fund
- MHTB Japan Equity Fund
- ML Selected Fund Series
- Nikko AM World Fund
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund
- TMA Asia and Oceania Equity Fund

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2010 (cont.)

Note 1 - General (cont.)

- TMA Umbrella Fund
- TMA Umbrella Fund II
- Tokio Marine Fund
- Top Manager
- Top Manager Selection

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment.

2.2 Combined financial statements

The combined statement of net assets and combined statement of operations and changes in net assets represent the total of the statements of net assets and statements of operations of the individual sub-funds, translated in USD at the exchange rates prevailing at the year-end.

2.3 Investments in securities

Each sub-fund's portfolio securities are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price the Fund would receive if it sold the instrument. Each Fund's portfolio holdings will be monitored by or under the direction of the Management Company to determine whether a deviation exists between the Net Asset Value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to investors, the Management Company will take corrective action as specified in the prospectus of the Fund.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2010 (cont.)

2.4 Net realised profit/(loss) on sales of investments

The net realised profit/(loss) on sales of investments is determined on the basis of the average cost of investments sold.

2.5 Translation of foreign currencies

Assets and liabilities denominated in currencies other than the sub-fund's currency are translated into that currency at the exchange rates prevailing at year-end. Income and expenses denominated in currencies other than the sub-fund's currency are translated at the exchange rates prevailing at the transaction date.

The cost of securities denominated in currencies other than the sub-fund's currency is translated at the exchange rate prevailing at purchase date.

Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the statement of operations and changes in net assets determining the result for the year.

Currency exchange rates prevailing at year-end:

1 EUR = 1.3779 USD
1 GBP = 1.57815 USD
1 JPY = 0.012245148 USD

2.6 Common costs allocation

The costs incurred in common for the different sub-funds are distributed between each of them in proportion to their respective net assets.

Note 3 - Management Company fee

The Management Company is entitled to a management fee payable quarterly out of the net assets of each sub-fund at a maximum annual rate of 0.06% of the average of the daily net assets of each sub-fund, during the relevant quarter with a minimum of USD 5 500 per quarter for the US Dollar Portfolio, GBP 3 300 per quarter for the Sterling Pound Portfolio and EUR 5 000 per quarter for the Euro Portfolio.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2010 (cont.)

Note 4 - Investment advisory fees

The Investment Adviser to Gaikadate Money Market Fund is entitled to advisory fees payable quarterly out of the net assets of each sub-fund at the following maximum annual rates of the average of the daily net assets of each sub-fund during the relevant quarter:

US Dollar Portfolio

- up to USD 200 mios	0.18%
- over USD 200 mios and up to USD 500 mios	0.15%
- over USD 500 mios and up to USD 2 billion	0.10%
- over USD 2 billion	0.09%

Sterling Pound Portfolio

- up to GBP 120 mios	0.18%
- over GBP 120 mios and up to GBP 300 mios	0.15%
- over GBP 300 mios and up to GBP 1.2 billion	0.10%
- over GBP 1.2 billion	0.09%

with a minimum of GBP 36 000 per year.

Euro Portfolio

- up to EUR 200 mios	0.18%
- over EUR 200 mios and up to EUR 500 mios	0.15%
- over EUR 500 mios and up to EUR 2 billion	0.10%
- over EUR 2 billion	0.09%

with a minimum of EUR 55 000 per year.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive a custodian fee at a maximum annual rate of 0.032% and a supervisory and monitoring fee at a maximum annual rate of 0.008% of the average of the daily net assets of each of the sub-fund payable quarterly. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Custodian, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of a Fund is entrusted, are borne by such sub-fund.

Gaikadate Money Market Fund
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements as at October 31, 2010 (cont.)

Note 6 - Distributors' fees

Each distributor in Japan is entitled to a fee at a maximum annual rate of 0.30% of the average of the daily net assets of each of the sub-fund payable quarterly. Allocation among the distributors will be decided based on the average of daily outstanding balance of units of each sub-fund during the relevant quarter sold by such distributors.

Note 7 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law with respect to its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a "Taxe d'abonnement" on its net asset value at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly on the basis of the net assets at the end of the relevant quarter.

Income derived from the Fund's investments in securities held may be subject to withholding taxes withheld at source in the countries of the issuers of such securities and which may not always be recoverable.

Note 8 - Dividends

The Management Company intends to declare daily dividends in an amount necessary to maintain each sub-fund's net assets per unit at the amount specified in its investment policy. The dividends in respect of the units of each sub-fund issued are accrued during the period from (and including) the payment date of the units up to (but excluding) the repayment date of such units.

On the last Dealing Day in each month all dividends declared, accrued (up to and including the day immediately preceding the last Dealing Day) and not yet paid (after deducting withholding and other taxes required to be paid (if any) in Luxembourg and/or countries of unitholders in respect of dividends), are automatically reinvested against issue of further units of the relevant sub-fund at the net assets per unit of such sub-fund determined on the Dealing Day preceding the aforesaid last Dealing Day.

If the Distributor or Selling Dealer, on behalf of the unitholder, has so indicated to the Transfer Agent, dividends will instead be paid in cash on the next Dealing Day following the aforesaid last Dealing Day by check or bank transfer, subject to applicable foreign exchange regulations applicable in the country where the payment has been requested to be made.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米ドル・ポートフォリオ

（2012年1月末日現在）

		米ドル	千円
・	資産総額	556,793,491.61	42,527,887
・	負債総額	378,299.57	28,895
・	純資産総額（ - ）	556,415,192.04	42,498,992
・	発行済口数	55,641,519,204口	
・	1口当たり純資産価格（ / ）	0.01	1円

英ポンド・ポートフォリオ

（2012年1月末日現在）

		英ポンド	千円
・	資産総額	21,285,098.90	2,555,702
・	負債総額	24,613.92	2,955
・	純資産総額（ - ）	21,260,484.98	2,552,746
・	発行済口数	2,126,048,498口	
・	1口当たり純資産価格（ / ）	0.01	1円

ユーロ・ポートフォリオ

（2012年1月末日現在）

		ユーロ	千円
・	資産総額	36,996,472.71	3,717,776
・	負債総額	39,522.89	3,972
・	純資産総額（ - ）	36,956,949.82	3,713,804
・	発行済口数	3,695,694,982口	
・	1口当たり純資産価格（ / ）	0.01	1円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ルクセンブルグみずほ信託銀行

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ミュンスバッハ L - 5365、ガブリエル・リップマン通り 1 B

ルクセンブルグ商号登記登録番号 B 30235

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は50万ユーロ（約5,025万円）で、平成24年1月末日現在全額払込済である。なお、1株25ユーロ（約2,512円）の記名式株式2万株を発行済である。

最近5年間における資本金の額に変更はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、管理会社の株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任および／または更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長を1名または数名を選出する。また、取締役会は、取締役会および株主総会の議事録を作成する秘書役1名および秘書役補佐を選出することができるが、同人らは取締役であることを要しない。さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、アシスタント・ジェネラル・マネジャー1名または他の役員数名を随時任命することができる。かかる任命のいずれも、取締役会の決定により随時取消することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、別の取締役を書面、電信、テレックス、テレグラムまたはテレファックスで指名して、取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社は、投資運用会社より投資運用・顧問業務の提供を受け、投資運用会社は、その職務の遂行にあたって、常に管理会社の取締役の指図に従う。

(3) 役員および従業員の状況

(平成24年1月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式数
堀江 徹	取締役	ルクセンブルグみずほ信託銀行、マネージング・ディレクター兼CEO	1株
神津 剛志	取締役	ルクセンブルグみずほ信託銀行、エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント	0
風祭 大	取締役	ルクセンブルグみずほ信託銀行、ファースト・ヴァイス・プレジデント	0
ジャーマン・シュナイダー (Germain Schneider)	取締役	ルクセンブルグみずほ信託銀行、ファースト・ヴァイス・プレジデント	0

(注) ルクセンブルグみずほ信託銀行のファースト・ヴァイス・プレジデントである平林剛氏が管理会社のジェネラル・マネジャーに、同社ヴァイス・プレジデントである加藤誠氏がアシスタント・ジェネラル・マネジャーに任命されているが、その他に管理会社の従業員はいない。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、投資信託の設立、管理および運営、および、資産に対する不可分の共有持分権を証明する証書または文書の発行を行うことである。管理会社は、かかる投資信託の管理、運営および宣伝に関わるあらゆる活動（投資信託のための契約の締結、証券の販売、購入、換金および交付、ルクセンブルグまたは海外の債務証券の登録簿への登録および譲渡、ならびに、投資信託および受益者のためのあらゆる権利および特典、とりわけファンド資産を構成する証券に付随するあらゆる投票権の行使など）を行う。管理会社は、法律の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、ファンドに関して投資助言・運用をダイアム・インターナショナル・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務・所在地事務・支払事務・管理事務代行および登録・名義書換事務代行をルクセンブルグみずほ信託銀行に委託している。

管理会社は、平成24年1月末日現在、ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託17本、ルクセンブルグ籍契約型オープン・エンド型投資信託3本およびケイマン籍アンブレラ型契約型オープン・エンド型投資信託2本の管理・運用をしており、その純資産総額は、3,998,493,299.03米ドル、21,260,484.98英ポンド、410,448,196.10ユーロ、178,893,221,798円、7,498,895.05カナダドルの合計である。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の監査済財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条5項ただし書の規定適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成24年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝100.49円）を使用して換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2010年12月31日現在

（単位：ユーロ）

	2010年		2009年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
流動資産				
その他の譲渡可能有価証券	193	19	196	20
債権				
販売および業務提供による一年以内期限到来債権（注５）	69,426	6,977	77,283	7,766
現金預金	706,754	71,022	712,065	71,555
	776,373	78,018	789,544	79,341
負債				
資本金および準備金（注３）				
発行済資本金	500,000	50,245	500,000	50,245
準備金				
法定準備金	14,820	1,489	14,810	1,488
前期繰越利益	191,712	19,265	191,524	19,246
当期利益／（損失）	(5,416)	(544)	198	20
	701,116	70,455	706,532	70,999
負債性引当金および費用性引当金（注４）				
課税引当金	472	47	472	47
債務				
関連会社に対する一年以内期限到来債務（注５）	63,871	6,418	72,190	7,254
その他の債務				
一年以内期限到来債務	10,914	1,097	10,350	1,040
	776,373	78,018	789,544	79,341

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2010年12月31日終了年度

（単位：ユーロ）

	2010年		2009年	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
総費用（注６）	9,363	941	5,816	584
その他の税金	3,410	343	4,731	475
当期利益	-	-	198	20
	12,773	1,284	10,745	1,080
収益				
その他の利息収入および類似収益	7,357	739	10,745	1,080
当期損失	5,416	544	-	-
	12,773	1,284	10,745	1,080

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2010年12月31日現在

注１．概況

管理会社（以下「当社」という。）は、当初ＩＢＪファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと呼ばれ、1994年１月28日、ルクセンブルグの法律に準拠した「株式会社」（Société Anonyme）として、ルクセンブルグにおいて設立された。この名称は、2001年５月16日付で、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイに変更された。

1995年８月23日以降、当社の目的は、投資信託の設定、管理および運用を行うことであり、さらに契約型投資信託に関しては、ファンドに対する不可分の共有持分権を証明する証書または文書を発行することである。

当社は、以下のルクセンブルグおよびケイマンの契約型投資信託に対し、責任を負っている。

ルクセンブルグの契約型投資信託

- アラムコ・グローバル・ファンド
 - * グローバル・フィクスト・インカム・アクティブ・ポートフォリオ
- D I A M ファンド
 - * D i a m ジャパン・セレクション
 - * D i a m ジャパン・スモール・キャップ・ファンド（2010年４月６日設立）
 - * D i a m J - R e i t ファンド（2010年４月20日償還）
 - * D i a m マルチカレンシー・ファンド
 - * D i a m パシフィック・ファンド（2010年12月７日償還）
- D I A M グローバル・ファンド
 - * D i a m H I R グローバル・アロケーション・ファンド
- D I A M リージョナル・エクイティ・ファンド
 - * カナディアン・パッシブ・エクイティ・ポートフォリオ
 - * ヨーロピアン H I R エクイティ・ポートフォリオ
 - * パシフィック・パッシブ・エクイティ・ポートフォリオ
 - * U S H I R エクイティ・ポートフォリオ
- D K A インターナショナル・ファンド
 - * ボンド・ポートフォリオ
 - * エクイティ・ポートフォリオ
- D L I B J オープン・ファンド
 - * G F 97
- ユーロ・アドバンス・ファンド
 - * グローバル・エクイティ・ファンド
- 外貨建マネー・マーケット・ファンド
 - * ユーロ・ポートフォリオ
 - * 英ポンド・ポートフォリオ
 - * 米ドル・ポートフォリオ
- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
 - * グローバル・プロパティ・ヨーロピアン・インカム・ファンド
 - * グローバル・プロパティ・ヨーロピアン・グロース・ファンド
- I E 96オープン・ファンド
- M H T B ジャパン・エクイティ・ファンド（2010年９月24日設立）
- みずほ ファンド・シリーズ
 - * ユーロ・マンスリー・インカム・ファンド
- みずほ T B ファンド
 - * ジャパン・エクイティ・リサーチ・バリュー・プラス（2010年９月24日設立）

- M L セレクティッド・ファンド・シリーズ
 - * みずほ ラザード・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド（適格機関投資家向け）
- ニッコウAM ワールド・ファンド
 - * ニッコウAM インテック・グローバル・ケア・ファンド
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
 - * ヨーロピアン・ボンド・アクティブ・ファンド
 - * ヨーロピアン・ボンド・インカム・ファンド
 - * ヨーロピアン・エクイティ・アクティブ・ファンド
 - * NZ US ハイグレード・インカム・ファンド
 - * US ボンド・インカム・ファンド
- TMA アジア・アンド・オセアニア・エクイティ・ファンド A
- TMA アンブレラ・ファンド
 - * エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ
 - * グローバル・エクイティ・ポートフォリオ
 - * グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ
 - * ヘッジド・インターナショナル・アグレゲイト・ボンド・ポートフォリオ（2010年8月10日償還）
 - * ヘッジド・インターナショナル・ボンド・ポートフォリオ
 - * インターナショナル・アグレゲイト・ボンド・ポートフォリオ
 - * インターナショナル・ボンド・ポートフォリオ
 - * TMRA グローバル・インカム・ポートフォリオ
 - * 円ヘッジド・インターナショナル・アグレゲイト・ボンド・ポートフォリオ
 - * TMA TN コクサイ・ポートフォリオ
 - * TMA GO ヨーロピアン・フォーカス・ポートフォリオ
 - * TMA TN ACWI ポートフォリオ（2010年1月28日設立）
- TMA アンブレラ・ファンド
 - * TMA アジア・アンド・オセアニア・エクイティ・マスターファンド
- 東京マリン・ファンド
 - * ファー・イースト・エクイティ・ポートフォリオ
- トップマネジャー
 - * トップマネジャー（安定コース）
 - * トップマネジャー（バランスコース）
 - * トップマネジャー（積極コース）
- トップマネジャー・セレクション
 - * キャピタル・ガーディアン・グローバル・エクイティ・ポートフォリオ
 - * FFW グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ
 - * ペイデン・アンド・リゲル・グローバル・フィクスト・インカム・ポートフォリオ

ケイマンの契約型投資信託

- みずほ グローバル・セレクティッド・アンブレラ・ユニット・トラスト
 - * みずほ ストラテジック・コモディティーズ・ファンド
- みずほ アンブレラ・ユニット・トラスト
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2007 - 11
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 02
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 02（適格機関投資家向け）
（償還手続中）
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 03（適格機関投資家向け）
（償還手続中）
 - * カリバーン・ストラテジック・ファンド 2008 - 03（日本円）（適格機関投資家向け）（償還手続中）

注２．重要な会計方針

年次財務書類は、ルクセンブルグ大公国における一般に認められた会計原則および施行されている規則に従って作成される。

貸借対照表および損益計算書は、商業登記および会社登記ならびに企業の会計および年次財務書類に関連する2002年12月19日の法律（「2002年12月19日法」）により規定されたレイアウトに従って作成されている。

当社は、以下の会計方針を採用する。

損益計算書の表示

2002年12月19日法第47条に従い、当社は下記の項目を、「総費用」または「総収益」の科目の下に結合した。

- 純売上
- その他の営業収入
- その他の対外費用

外貨換算

当社は、会計帳簿をユーロ（ユーロ）で記帳しており、年次財務書類を当該ユーロで表示している。

ユーロ以外の通貨建てのすべての資産は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか低い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

ユーロ以外の通貨建てのすべての負債は、取得時の為替レートと貸借対照表日の実勢為替レートのうち、いずれか高い方でユーロに換算され、個別に評価されている。

この結果、未実現為替損失とともに実現為替損益のみが損益計算書に反映されている。

ユーロ以外の通貨建て収益及び費用は、支払日の実勢為替レートでユーロに換算されている。

注３．資本金および準備金

発行済資本金

2010年および2009年12月31日現在、引受済、発行済かつ全額払込済資本金の額は、額面25ユーロの記名株式20,000株で表章される50万ユーロであった。

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、前期繰越利益控除後の年次純利益の5%を最低額とする法定準備金を、当該準備金が発行済株式資本金の額面価格の10%相当に達するまで積み立てなければならない。当社の存続期間中、当該準備金は、現金配当または他の方法により分配されない。法定準備金への積立は、株主総会での承認後に発効する。

法定準備金の変動は、下記の通りである。：

（単位：ユーロ）

	2010年	2009年
期首残高	14,810	13,639
利益からの積立	10	1,171
決算残高	14,820	14,810

前期繰越利益

（単位：ユーロ）

	2010年	2009年
期首現在前期繰越利益	191,524	169,287
前期利益	198	23,408
法定準備金への積立	(10)	(1,171)
期末現在前期繰越利益	191,712	191,524

注４．負債性引当金および費用性引当金

当該科目には、当期の納税引当金が含まれている。

数個の契約型投資信託を管理運用する当社は、ルクセンブルグ税務当局により、法人所得税、都市事業税および資産税の対象となる商事会社であると考えられている。

注５．販売および業務提供による債権

当社が業務を提供するファンドの各種目論見書に記載したとおり、当社は、管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の中から、当社は投資顧問報酬、保管報酬および管理事務報酬を支払う。

当社は、遂行業務への報酬として、以下のファンドに関し各サブ・ファンドにつき毎年500米ドル、1,000米ドルまたは50,000円の固定管理報酬を受領する権利を有する契約を第三者との間で締結した。

- アラムコ・グローバル・ファンド
- D I A M ファンド
- D I A M グローバル・ファンド
- D I A M リージョナル・エクイティ・ファンド
- D K A インターナショナル・ファンド
- D L I B J オープン・ファンド
- ユーロ・アドバンス・ファンド
- I E 96オープン・ファンド
- みずほ T B ファンド
- M L セレクティッド・ファンド・シリーズ
- M H T B ジャパン・エクイティ・ファンド
- ニッコウAM ワールド・ファンド
- ヌーベル・エポック・アンブレラ・ファンド
- T M A アジア・アンド・オセアニア・エクイティ・ファンド
- T M A アンブレラ・ファンド

当社はまた、以下のファンドの資産から年率0.005%の料率において各シリーズ・トラストの平均純資産価額を基準に四半期毎に計算され、四半期毎に後払いされる報酬を受領する権利を有する。

- グローバル・プロパティ・ポートフォリオ・ファンド
- みずほ グローバル・セレクティッド・アンブレラ・ユニット・トラスト
- みずほ アンブレラ・ユニット・トラスト

注６．総費用および総収益

当該科目には以下のものが含まれている。

	(単位：ユーロ)	
	2010年	2009年
純売上		
管理報酬	665,747	700,622
営業費用		
投資顧問報酬、保管報酬および		
管理事務報酬	(649,175)	(683,955)
その他の費用	(25,935)	(22,483)
	(9,363)	(5,816)

注７．スタッフ

2010年および2009年12月31日現在、当社は従業員を有していない。

注８．親会社

当社は、普通株式の99.99%を保有する、ルクセンブルグみずほ信託銀行（ミズホ・トラスト・アンド・バンキング（ルクセンブルグ）エス・エイ）により管理されている。当社の最終的な親会社は、日本の法律に基づき設立され、日本の東京に登記上の事務所を有するみずほ信託銀行株式会社である。

みずほ信託銀行株式会社の連結財務書類については、日本 〒100 - 8333 東京都千代田区丸の内 2 丁目 5 番 1 号 丸の内二丁目ビルの株式会社みずほフィナンシャルグループから入手することが出来る。

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Balance sheet
As of 31 December 2010
(expressed in EUR)

<u>Assets</u>	2010	2009
Current assets		
Other transferable securities	193	196
Debtors		
Claims resulting from sales and the provisions of services becoming due and receivable within one year (Note 5)	69,426	77,283
Cash at bank	706,754	712,065
	776,373	789,544

The accompanying notes are an integral part of these annual accounts.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Balance sheet
As of 31 December 2010
(expressed in EUR)

<u>Liabilities</u>	2010	2009
Capital and reserves (Note 3)		
Subscribed capital	500,000	500,000
Reserves		
Legal reserve	14,820	14,810
Profit brought forward	191,712	191,524
Profit/(Loss) for the financial year	(5,416)	198
	<u>701,116</u>	<u>706,532</u>
Provisions for liabilities and charges (Note 4)		
Provisions for taxation	472	472
Creditors		
Amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year (Note 5)	63,871	72,190
Other creditors		
Becoming due and payable within one year	10,914	10,350
	<u>776,373</u>	<u>789,544</u>
	<u></u>	<u></u>

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Profit and loss account
For the year ended 31 December 2010
(expressed in EUR)

<u>Charges</u>	2010	2009
Gross charges (Note 6)	9,363	5,816
Other taxes	3,410	4,731
Profit for the financial year	-	198
	<u>12,773</u>	<u>10,745</u>
	<u>12,773</u>	<u>10,745</u>
<u>Income</u>	2010	2009
Other Interest receivable and similar income	7,357	10,745
Loss for the financial year	5,416	-
	<u>12,773</u>	<u>10,745</u>
	<u>12,773</u>	<u>10,745</u>

The accompanying notes are an integral part of these annual accounts.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts
As of 31 December 2010

Note 1 - General

The Management Company (hereafter the “Company”), initially called IBJ Fund Management (Luxembourg) S.A., was incorporated on 28 January 1994 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg Law. Its name was changed to Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. on 16 May 2001.

Since 23 August 1995, the purpose of the Company is the creation, the administration and management of investment funds and in respect of mutual funds, in addition, the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests in the funds.

The Company is responsible for the following Luxembourg and Cayman mutual investment funds:

Luxembourg mutual investment funds

- Alamco Global Fund:
 - Global Fixed Income Active Portfolio;
- DIAM Fund:
 - Diam Japan Selection;
 - Diam Japan Small Cap Fund (set-up as of 6 April 2010);
 - Diam J-Reit Fund (liquidated as of 20 April 2010);
 - Diam Multicurrency Fund;
 - Diam Pacific Fund (liquidated as of 7 December 2010);
- DIAM Global Fund:
 - Diam HIR Global Allocation Fund;
- DIAM Regional Equity Fund:
 - Canadian Passive Equity Portfolio;
 - European HIR Equity Portfolio;
 - Pacific Passive Equity Portfolio;
 - US HIR Equity Portfolio;
- DKA International Fund:
 - Bond Portfolio;
 - Equity Portfolio;
- DLIBJ Open Fund:
 - GF97;
- Euro Advance Fund:
 - Global Equity Fund;

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 1 - General (continued)

- Gaikadate Money Market Fund:
 - Euro Portfolio;
 - Sterling Pound Portfolio;
 - US Dollar Portfolio;
- Global Property Portfolio Fund:
 - Global Property European Income Fund;
 - Global Property European Growth Fund;
- IE96 Open Fund;
- MHTB Japan Equity Fund (set-up as of 24 September 2010);
- Mizuho Fund Series:
 - Euro Monthly Income Fund;
- Mizuho TB Fund:
 - Japan Equity Research Value Plus (set-up as of 24 September 2010);
- ML Selected Fund Series:
 - Mizuho Lazard Global Infrastructure Fund for Qualified Institutional Investors;
- Nikko AM World Fund:
 - Nikko AM Intech Global Care Fund;
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund:
 - European Bond Active Fund;
 - European Bond Income Fund;
 - European Equity Active Fund;
 - NZ US Hi-Grade Income Fund;
 - US Bond Income Fund;
- TMA Asia and Oceania Equity Fund A;
- TMA Umbrella Fund:
 - Emerging Markets Bond Portfolio;
 - Global Equity Portfolio;
 - Global Fixed Income Portfolio;
 - Hedged International Aggregate Bond Portfolio (liquidated as of 10 August 2010);
 - Hedged International Bond Portfolio;
 - International Aggregate Bond Portfolio;
 - International Bond Portfolio;
 - TMRA Global Income Portfolio;
 - Yen Hedged International Aggregate Bond Portfolio;

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 1 - General (continued)

- TMA TN Kokusai Portfolio;
- TMA GO European Focus Portfolio;
- TMA TN ACWI Portfolio (set-up as of 28 January 2010);
- TMA Umbrella Fund II:
 - TMA Asia and Oceania Equity Master Fund;
- Tokio Marine Fund:
 - Far East Equity Portfolio;
- Top Manager:
 - Top Manager - I (Moderate Fund);
 - Top Manager - II (Balanced Fund);
 - Top Manager - III (Aggressive Fund);
- Top Managers Selection:
 - Capital Guardian Global Equity Portfolio;
 - FFTW Global Fixed Income Portfolio;
 - Payden & Rygel Global Fixed Income Portfolio;

Cayman mutual investment funds

- Mizuho Global Selected Umbrella Unit Trust:
 - Mizuho Strategic Commodities Fund;
- Mizuho Umbrella Unit Trust:
 - Caliburn Strategic Fund 2007-11;
 - Caliburn Strategic Fund 2008-02;
 - Caliburn Strategic Fund 2008-02 for Qualified Institutional Investors (in liquidation);
 - Caliburn Strategic Fund 2008-03 for Qualified Institutional Investors (in liquidation);
 - Caliburn Strategic Fund 2008-03 (JPY) for Qualified Institutional Investors (in liquidation).

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 2 - Significant accounting policies

The annual accounts are prepared in accordance with the generally accepted accounting principles and regulations in force in the Grand Duchy of Luxembourg.

The Balance sheet and the Profit and loss account have been drawn up in accordance with the layout prescribed by the law of 19 December 2002 related to the register of commerce and companies and the accounting and annual accounts of undertakings (the “ Law of 19 December 2002 ”).

The Company adopts the following accounting policies:

Profit and loss account presentation

In accordance with article 47 of the Law of 19 December 2002, the Company combined under the caption “ Gross charges ” or “ Gross income ” the following items:

- Net turnover;
- Other operating income;
- Other external charges.

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the annual accounts are expressed in this currency.

All assets expressed in a currency other than EUR are valued individually at the lower of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

All liabilities expressed in a currency other than EUR are valued individually at the higher of their value translated into EUR at their historical exchange rates or at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Consequently only realized exchange gains and losses together with unrealized exchange losses are reflected in the profit and loss account.

Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rates prevailing at payment date.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 3 - Capital and reserves

Subscribed capital

As at 31 December 2010 and 2009, the capital subscribed, issued and fully paid in, amounts to EUR 500,000 represented by 20,000 shares with a face value of EUR 25 each.

Legal reserve

Luxembourg companies are required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of the annual net income, after deducting any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the nominal value of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed in the form of cash dividends, or otherwise, during the life of the Company. The appropriation to legal reserve is effected after the approval at the general meeting of shareholders.

The movements on the legal reserve are as follows:

	2010 EUR	2009 EUR
Opening balance	14,810	13,639
Appropriation from profit	10	1,171
Closing balance	<u>14,820</u>	<u>14,810</u>

Results brought forward

	2010 EUR	2009 EUR
Results brought forward, at the beginning of the year	191,524	169,287
Profit of the preceding year	198	23,408
Appropriation to legal reserve	(10)	(1,171)
Results brought forward, at the end of the year	<u>191,712</u>	<u>191,524</u>

Note 4 - Provisions for liabilities and charges

This caption includes provisions for taxation for the year under review.

The Company, managing several mutual investment funds, is considered by the Luxembourg tax authorities to be a commercial company subject to corporate income tax, municipal business tax and net worth tax.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 5 - Claims resulting from sales and provisions of services

As stated in the various prospectuses of the funds for which the Company provides services, the Company is entitled to receive Management fees. Out of these fees the Company pays Advisory, Custodian and Administration fees.

As compensation for the services to be performed, the Company entered into an agreement with third party under which it is entitled to receive a fixed amount of management fees of USD 500, USD 1,000 or JPY 50,000 per annum and per sub-fund for the following funds:

- Alamco Global Fund;
- DIAM Fund;
- DIAM Global Fund;
- DIAM Regional Equity Fund;
- DKA International Fund;
- DLIBJ Open Fund;
- Euro Advance Fund;
- IE 96 Open Fund;
- Mizuho TB Fund;
- ML Selected Fund Series;
- MHTB Japan Equity Fund;
- Nikko AM World Fund;
- Nouvelle Epoque Umbrella Fund;
- TMA Asia and Oceania Equity Fund;
- TMA Umbrella Fund II.

The Company is also entitled to receive a fee out of the assets of the following funds at the rate of 0.005% per annum calculated quarterly based on the average Net Asset Value of each Series Trust during the relevant quarter and payable quarterly in arrears:

- Global Property Portfolio Fund;
- Mizuho Global Selected Umbrella Unit Trust;
- Mizuho Umbrella Unit Trust.

Japan Fund Management
(Luxembourg) S.A.
Notes to the accounts (continued)
As of 31 December 2010

Note 6 - Gross charges and Gross income

This caption includes:

	2010 EUR	2009 EUR
Net Turnover		
Management fees	665,747	700,622
Operating charges		
Advisory, Custodian and Administration fees	(649,175)	(683,955)
Other charges	(25,935)	(22,483)
	<u>(9,363)</u>	<u>(5,816)</u>
	<u></u>	<u></u>

Note 7 - Staff

As at 31 December 2010 and 2009, the Company has no employees.

Note 8 - Mother Company

The Company is controlled by Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. which owns 99.99% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Mizuho Trust & Banking Co., Ltd., a Bank incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo, Japan.

The consolidated accounts of Mizuho Trust and Banking Co, Ltd may be obtained from Mizuho Financial Group, Inc., Marunouchi 2-Chome Building, 2-5-1, Marunouchi, Chiyoda-Ku, Tokyo,100-8333, Japan.

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されています。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c．管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、株式会社みずほ銀行の平成24年1月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝100.49円）を使用して換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2011年 6 月30日現在

（単位：ユーロ）

	ユーロ	千円
資産		
投資有価証券（取得原価：200ユーロ）	191.88	19
コール預金口座	703,895.16	70,734
その他の未収金	0.00	0
未収管理報酬	28,855.86	2,900
未収税金	0.00	0
金融監督委員会手数料の償却	2,507.79	252
資産合計	735,450.69	73,905
資本金および負債		
未払監査報酬	5,411.90	544
未払税金	472.58	47
未払販売報酬	5,196.54	522
未払一般販売報酬	10,799.96	1,085
未払投資運用報酬	13,505.94	1,357
未払代行協会員報酬	1,649.68	166
未払投資顧問報酬	0.00	0
資本金	500,000.00	50,245
法定準備金	14,819.62	1,489
前期繰越損益	186,296.38	18,721
当期損益	(2,701.91)	(272)
資本金および負債合計	735,450.69	73,905

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算表

2011年 6 月30日現在

（単位：ユーロ）

	ユーロ	千円
費用		
監査報酬	5,411.90	544
投資顧問報酬	129,739.76	13,038
投資信託業務報酬	0.00	0
支払済税金	1,704.99	171
金融監督委員会手数料	2,492.21	250
その他手数料	20.95	2
弁護士報酬	332.35	33
販売報酬	32,967.66	3,313
一般販売報酬	71,132.47	7,148
代行協会員報酬	10,629.92	1,068
投資運用報酬	42,519.67	4,273
為替損失	3,787.67	381
投資有価証券にかかる未実現損失	8.12	1
損失合計	300,747.67	30,222
収益		
コール預金口座にかかる利息	329.23	33
管理報酬	295,560.48	29,701
前期からの未実現損益	6.95	1
為替利益	2,149.10	216
受領済税金	0.00	0
利益合計	298,045.76	29,951
純損失合計	2,701.91	272

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、日本における販売会社およびその他の業務提供会社ならびにそれらの各関連会社、取締役、役員および株主は、トラストの管理・運用業務と利益相反を生じる可能性のある他の金融活動、投資活動および専門業務に関与することがある。これらには、他の投資信託の運用、証券の購入・販売、ブローカー業務、保管・預託業務、他の投資信託または他の会社（ファンドが投資する可能性のある会社を含む。）の取締役、役員、マネージャー、顧問または代理人を務めることを含む。各関係者は、各自が有するであろう当該関与により、各々の義務の履行が十分に果たされないことのないよう確保する。利益相反が生じた場合には、管理会社の取締役会および各関係者は、かかる利益相反が合理的な時間内にトラストの利益のために公正に解決されるよう努める。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律によって定められる定足数および投票の要件に従い株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、各年1月1日に開始し、同年12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、定款の変更のために必要な方法で採択された株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

半期報告書提出前6か月間において管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ダイアム・インターナショナル・リミテッド（「投資運用会社」）

（DIAM International Limited）

資本金の額

2012年1月末日現在、400万英ポンド（3億5,520万円）

事業の内容

ダイアム・インターナショナル・リミテッドは、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という。）の全額出資子会社である。投資運用において長年のトラックレコードを有する第一ライフ投信投資顧問株式会社、日本興業投信株式会社および興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社が1999年に合併し、DIAMが設立された。第一ライフ投信投資顧問株式会社の創設は1902年までさかのぼる。第一生命保険株式会社（従前の第一生命保険相互会社）は、1902年に日本ではじめての相互保険会社として設立され、現在は、日本において第2位の生命保険会社である。第一生命保険株式会社および株式会社日本興業銀行が当初DIAMの株式を所有していたが、株式会社日本興業銀行が株式会社みずほフィナンシャルグループへ再編された際に、DIAMの現在の株主である第一生命保険株式会社および株式会社みずほフィナンシャルグループがそれぞれDIAMの株式を50%ずつ所有することとなった。株式会社みずほフィナンシャルグループは、2000年に株式会社日本興業銀行、株式会社第一勧業銀行および株式会社富士銀行が合併し設立され、その結果、資産規模において世界でも有数の上場金融機関となっている。

ダイアム・インターナショナル・リミテッドは、機関投資家に対し、グローバル・マーケットにおける一任勘定および一般顧問双方にわたる投資運用を行う。

(2) ルクセンブルグみずほ信託銀行（「保管受託銀行」、「所在地事務・支払事務・管理事務代行会社」、「登録・名義書換事務代行会社」）

（Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.）

資本金の額

2012年1月末日現在、5,000万米ドル（約38億円）

事業の内容

証券の保管にかかる各種業務、投資信託管理にかかる各種業務、持株会社に対する税法上の特典を利用した資金運用会社の設立およびその運用に関連する各種業務の代行、ユーロ債発行にかかる各種代理業務、ならびに一般銀行業務および外国為替業務を行っている。

(3) みずほ証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

資本金の額

2012年1月末日現在、125,167百万円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他の第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。また、同社は、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っている。

(4) 岡三証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2012年1月末日現在、50億円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

(5) PWM日本証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2011年3月末日現在、30億円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。日本国内において、投資信託受益証券の販売を行っている。

(6) 日本証券代行株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2012年1月末日現在、5億円

事業の内容

日本において有価証券に関わる総合的な事務代行機関として業務を営んでいる。

(7) 東海東京証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2011年11月末日現在、60億円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

(8) ワイエム証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2012年1月末日現在、12億7,000万円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

(9) 浜銀ＴＴ証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2011年12月末日現在、33億798万円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

(10) 西日本シティＴＴ証券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2012年1月末日現在、1,575百万円

事業の内容

日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

(1) ダイアム・インターナショナル・リミテッド（「投資運用会社」）

ファンドに関する投資顧問・運用業務を提供する。

(2) ルクセンブルグみずほ銀行（「保管受託銀行」、「所在地事務・支払事務・管理事務代行会社」、「登録・名義書換事務代行会社」）

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務および所在地事務・支払事務・管理事務を行う。また、ファンドの登録事務・名義書換事務代行およびファンド証券の純資産価格の計算等を行う。

(3) みずほ証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売業務および代行協会員業務を行う。

- (4) 岡三証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

- (5) PWM日本証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

- (6) 日本証券代行株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

- (7) 東海東京証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

- (8) ワイエム証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

- (9) 浜銀ＴＴ証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

- (10) 西日本シティＴＴ証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売業務を行う。

3【資本関係】

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグみずほ信託銀行の全額出資子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE C が継承）
E U	欧州連合（特に、E C により構成）
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009 / 65 / E C 第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家 情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国 以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当 するとみなされる国
メモリアル パート ファンド	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアション （特に通達2009 / 65 / E C をルクセンブルグ法において導入する）2010年法 パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファ ンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 所在加盟国	通達2009 / 65 / E C （以下に定義される。）第5条に基づき契約型投資信託 または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S 所在加 盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

．ルクセンブルグの投資信託の形態

1．投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、通達85 / 611 / E E C （以下「U C I T S 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（以下「2002年法」という。）は、U C I T S 通達を改正する通達2001 / 107 / E C および通達2001 / 108 / E C （以下「U C I T S 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）（以下「S I F 法」という。）は、2007年、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。これらの投資信託は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託（以下「S I F」という。）は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってU C I の一種として区分されている。S I F

は、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、とりわけC S S Fのプロモーターによる認可を必要としない点で監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびブローの投資家のみならず、S I F 法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達である通達2009 / 65 / E C（以下「通達2009 / 65 / E C」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

2．2010年法の効力発生

- ・すべてのU C I T SおよびU C I T S 管理会社は、遅くとも2011年7月1日に2010年法の適用対象となっている。特定のU C I T S は、2012年7月1日までにその簡易目論見書を新たな主要投資家情報文書（以下「K I I D」という。）に変更しなければならない。
- ・2011年1月1日以降、これまで2002年パート に従っていたU C I は、2010年法パート の適用対象となる。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- ・2011年1月1日以降、既存のU C I 管理会社は、2010年法の適用対象となった。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- ・2010年法の財務に関するすべての規定は、2011年1月1日に効力が発生した。

・2010年法に従うルクセンブルグのU C I T SおよびU C I

1．2010年法に従うルクセンブルグのU C I T SまたはU C I の概要

1.1．一般規定とその範囲

1.1.1．2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート U C I T S（以下「パート 」という。）

パート その他のU C I（以下「パート 」という。）

パート 外国のU C I

パート 管理会社

パートV U C I T Sおよびその他のU C I に適用される一般規定

2010年法は、パート が適用されるU C I T Sとパート が適用されるU C I を区分して取り扱っている。

1.1.2．E Uのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づきU C I T Sとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、通達2009 / 65 / E Cが当該国において立法化されている限度において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

1.1.3．2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

1.1.4．2010年法第3条は、同法第2条のU C I T Sの定義に該当するものの、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

1.1.5. 法的形態

2010年法パート またはパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)

- 変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）
- 固定資本を有する投資法人（以下「S I C A F」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託（ F C P ）

契約型の投資信託は、F C P それ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

F C P の概要

F C P は法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。F C P は会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、F C P に投資することにより、管理会社との間に確立されるF C P に関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C P の約款（以下を参照のこと。）に基づく。F C P への投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、F C P の受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

F C P の受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、F C P によりいつでも買い戻されることができ、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

パート ファンドについて、C S S F 規則は、2010年法第91条に従い、F C P の受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。I M L 通達91 / 75は、パート ファンドがその受益証券（または投資口）の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C P の分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F 規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C P の純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C P としての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F 規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C P の運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのF C P については少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。

- (a) F C P の名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社が F C P から受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C P の会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外の F C P の解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- （注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S F はこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

C S S F により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者が F C P の有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C P の資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C P のためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C P の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C P の収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当する F C P に関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報は C S S F に直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート に従い F C P の所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後 3 か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

1.2.1.2. 関係法人

（ ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C P の管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務

または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い、S I C A Vの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドにつ

いては最低1か月に1回とする。）、

- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

1.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、パート ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

1.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明

確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の1.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

A) パート ファンド/UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、C S S FがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。

- (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するものは、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用

しなければならない。UCITSは、CS SFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CS SFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCS SFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITS

の資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/E E Cまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

U C I T Sは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、U C I T Sの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がC S S Fの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、C S S Fは、U C I T Sに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

C S S Fは、(10)および(11)に記載する制限に適合するU C I T Sの受益者への保護と同等の保護を当該U C I T Sの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのU C I T Sは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するU C I T Sは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するU C I T Sは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) U C I T Sは、(2)に記載するU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得することができるが、一つのU C I T Sまたはその他のU C Iの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するU C Iの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていないなければならない。

- (b) U C I T S以外のU C Iの受益証券への投資は、合計して、一つのU C I T Sの資産の30%を超えてはならない。

U C I T SがU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得した場合、U C I T Sまたはその他のU C Iのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のU C I T Sおよび/または他のU C Iの受益証券に、U C I T Sが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のU C I T Sおよび/または他のU C Iにその資産の相当部分を投資するU C I T Sは、目論見書において、当該U C I T Sならびに投資を予定している投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該U C I T Sならびに投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬

の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートまたは通達2009 / 65 / ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうのような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3. A)の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(17) (a) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T Sは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a)にかかわらず、

1) U C I T Sは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはF C Pの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

U C I T Sが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのU C I T Sの資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U通達2007 / 16 / E Cを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、C S S Fは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08 / 339（以下「通達08 / 339」という。）を出した。

通達08 / 339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により取って代えられる。）の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、U C I T Sがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08 / 339は、2008年11月26日にC S S Fにより出された通達08 / 380により改正された。

2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F通達08 / 356を出した。

通達08 / 356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08 / 356は、U C I T Sのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってU C I T Sのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達2009 / 65 / E Cを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくU C I T S (A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A . 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、U C I T S（またはそのサブ・ファンド）の国境を越える合併または国内の合併に関連して新しい規則を定めている。これらの規定は、U C I T Sのみに適用され、その他の種類のU C Iには適用されない。2010年法に従い、C S S Fは、2010年法の特定の規定を明確化したC S S F規則10 - 05を採用している。

B . U C I T Sフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のU C I T S（以下「マスター」という。）に投資するU C I T Sであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
- 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

B) パート ファンド / U C I

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F 規則によって、F C P については2010年法第91条第1項に従い、S I C A V については2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

I M L 通達91 / 75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D 加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE C の公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b) およびc) の制限は、当該U C I がパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型U C I の受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・パイ・ケースでC S S F とともに協議することができる。

1.4. 管理会社

パート ファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S F の事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S F によりメモリアルにおいて公告される。

管理会社は、U C I の運用以外の活動に従事してはならない（ただし、付随的な性質の自らの資産の運用のみは行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従うU C I でなければならないと解される。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はC S S F に対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が

投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。

- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

2011年1月1日より前に設立され、それにより2010年法第16章に従うことになった管理会社は、2012年1月1日まで、上記の前提条件を遵守しなければならない。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。

(7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。

(9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009 / 65 / E Cに従い認可されるU C I T Sの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のU C Iの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / E Cの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T Sの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびU C Iの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

- (5) C S S Fは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するF C P(管理会社が運用権限を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するU C I(管理会社が運用権限を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006 / 49 / E C第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはC S S FがE U法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (5)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するU C I T Sに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を満たす少なくとも2名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(9) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(10) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な理由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(13) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに

管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97 / 9 / ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確

保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、U C I T S 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利および業務提供の自由

- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するU C I T S の受益証券を支店を設置せずにU C I T S 所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (19) 通達2009 / 65 / E C に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

U C I T S 管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付C S S F 通達03 / 108により強化された。かかる通達の目的はU C I T S 管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。同通達では、管理会社が事業を開始するためには事前にC S S F の認可を必要とすることを確認している。また、以下は同通達の主要な点をまとめたものである。

- 業務プログラムはC S S F に提出されなければならない。
 - 人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならない。ただし、C S S F により認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。
 - 管理会社の業務を遂行する2名の者について、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T S の保管銀行の従業員であってはならない。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
 - 通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。
 - 通達では、管理会社がその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社の業務を遂行する者は常にU C I T S に関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
 - 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されているが、E U 非加盟国の企業が当該E U 非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、かかる投資運用権限をかかえる企業に対し委託することができる。
 - 通達は、付属書類として、四半期毎に作成の上C S S F に提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係するものである。
- さらに、2010年法の効力発生後、C S S F は、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味の範囲の管理会社（いわゆる「自己管理型投資法人」）に指定されていない投資法人に適用される新たな規定に関するC S S F 通達11 / 508を発行した。同通達の目的は、2010年法の効力発生後にU C I T S 管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することである。主な変更点は以下の領域を含んでいる。
- 設立要件

- 利益相反
- 行為規範
- リスク管理

同通達に定められる新たな要件は、2011年7月1日より、UCITS管理会社および自己管理型投資法人に適用される。

2. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上および規制上の規定

2.1. 設立および運営に関する法律および法令

2.1.1. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、FCPの管理会社、および（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。

2.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

2.1.1.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立者の身元
- () 会社の形態および名称
- () 本店の所在地
- () 会社の目的
- () 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- () 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定め

があったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.2. 関連するその他の規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10 - 049
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 43 / E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No.10 - 4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009 / 65 / E Cを実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 44 / E Uを置き換える2010年12月22日付C S S F規則No.10 - 5
- 他のE U加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T Sおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のE U加盟国のU C I T Sが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F通達11 / 509

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたU C I は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C I の解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（I M L）に取って代わられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（C S S F）に移管された。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2011年1月1日より前に設立されたU C I T Sおよび2011年1月1日から2011年7月1日の間に設立されたU C I T Sで、2002年法に従うことを選択したものは、2012年7月1日までに、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、2010年法第159条に言及される主要投資家情報に変更しなければならない。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、その目論見書および主要投資家情報文書^(注)ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
 - 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
 - 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
 - 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。
- （注）簡易目論見書を主要投資家情報文書に変更していないUCITSについては、本項における主要投資家情報文書への言及は、簡易目論見書への言及と解釈する必要がある。

2.1.4. 2010年法によるその他の要件

（ ）公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ ）設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従うUCITSは、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

（ ）外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（ ）目論見書の記載内容

目論見書（および簡易目論見書（依然として該当する場合））は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

（ ）誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書（および簡易目論見書（依然として該当する場合））の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（ ）財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。

（ ）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136（C S S F通達08/348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁

固刑および／または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a . 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b . 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c . 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a . 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b . 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記

2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制

2.3.1.1. 資本税（droit d'apport）

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に

際しては、資本税は今後課されない。

2.3.1.2. 年次税（taxe d'abonnement）

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証券（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。（ ）2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ピークル、（ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。）および（ ）従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - （ ）その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - （ ）一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

・ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を採択した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

SIF法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

1．範囲

SIF制度は、（ ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび（ ）その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2．投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、SIF法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。CSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3．構造的側面

3.1．法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1．法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記 1.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（S I C A VまたはS I C A F）

特性の要約については、上記 1.2.2項を参照のこと。

S I F法に基づき、S I C A Vは、2010年法に従うS I C A Vの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で設立されるS I Fは、S I F法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

S I F法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、S I F法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。

3.1.3. 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うU C Iについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に係わらず（買戻しおよび / または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、S I F法の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4 . 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役 / マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とす

る。

S I F法の規定により、S I Fは、規制当局の承認を得る前に設立することができる。ただし、設立された月の翌月にC S S Fに認可申請書が、提出されることを条件とする。これにより、C S S Fの承認を得る前にS I Fを設立し、運用を開始することができる。

4.2. 保管受託銀行

U C Iと同様に、S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する金融機関またはE Uの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

S I F法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. 承認された法定監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、S I F法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

5. S I Fの税制の特徴

S I Fについては、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。S I F法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグU C Iに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

S I Fが受領する収益およびS I Fによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

第4【参考情報】

トラストについては、下記の書類が関東財務局長に提出されている。

2010年12月10日	有価証券届出書の訂正届出書
2011年3月31日	有価証券届出書
2011年3月31日	有価証券報告書（第13期）
2011年7月25日	臨時報告書
2011年7月29日	半期報告書（第14期中）
2011年7月29日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

独立監査人報告書

外貨建マネー・マーケット・ファンド受益者各位

我々は外貨建マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2010年10月31日時点の連結純資産計算書、投資有価証券および同日に終了した年度の連結運用計算書、純資産変動計算書および重要な会計方針の要約、その他の財務書類に対する注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任は、詐欺的行為または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関連した内部統制の策定、実施および維持を行うこと、適切な会計方針を選択し適用すること、現状において合理的な会計上の見積を行うことを含む。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々はルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は公認の監査人の判断によるものであり、詐欺的行為または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、公認の監査人は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は採用されている会計基準の適切性および管理会社の取締役会によってなされた会計見積の合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための満足かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、外貨建マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2010年10月31日現在の財政状態並びに同日に終了した年度の運用成績及び純資産の変動を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

その他

年次報告書に含まれている補足情報は、我々の監査との関連においてのみ目を通したが、上記基準に従った特定の監査手続の対象ではない。従って、我々はかかる情報についての意見を表明するものではない。しかし、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に申し述べる意見はない。

プライスウォーターハウスクーパース・
エス・エー・アール・エル

ルクセンブルグ、2011年 1 月28日

代表

リマ・アダス

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Gaikadate Money Market Fund

We have audited the accompanying financial statements of Gaikadate Money Market Fund and of each of its sub-funds, which comprise the combined statement of net assets and the statement of investments as at October 31, 2010 and the combined statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company's responsibility for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé ”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé ”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé ” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Gaikadate Money Market Fund and of each of its sub-funds as of October 31, 2010, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.

Luxembourg, January 28, 2011

Represented by

Rima Adas

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を文書化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
ミュンスバッハ 株主各位

財務書類に対する報告書

2009年4月30日付の株主総会による任命を受けて、我々は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2009年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および重要な会計方針の要約、その他の注記で構成される添付の年次財務書類を監査した。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任は、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関連した内部統制の策定、実施および維持を行うこと、適切な会計方針を選択し適用すること、現状において合理的な会計上の見積を行うことを含む。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は「公認監査人協会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は「監査人」の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、「監査人」は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。

また、監査は採用されている会計基準の適切性および取締役会によってなされた会計見積の合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類はジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2009年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査人

[署名]
ダニエル・メイ

ルクセンブルグ
2010年 3 月 3 日

[次へ](#)

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.
Munsbach

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated 30 April 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “Institut des Réviseurs d'Entreprises”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises” (continued)

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. as of 31 December 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Soci é t é Anonyme
Réviseur d'entreprises

Daniel MEIS

Luxembourg, 3 March 2010

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

独立監査人報告書

外貨建マネー・マーケット・ファンド受益者各位

我々は外貨建マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2011年10月31日時点の連結純資産計算書、投資有価証券および同日に終了した年度の連結運用計算書、純資産変動計算書および重要な会計方針の要約、その他の財務書類に対する注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要件に従って、財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするための管理会社の取締役会の決定に必要な内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々はルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は公認の監査人の判断によるものであり、詐欺的行為または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、公認の監査人は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は採用されている会計基準の適切性および管理会社の取締役会によってなされた会計見積の合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための満足かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、外貨建マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2011年10月31日現在の財政状態並びに同日に終了した年度の運用成績及び純資産の変動を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

その他

年次報告書に含まれている補足情報は、我々の監査との関連においてのみ目を通したが、上記基準に従った特定の監査手続の対象ではない。従って、我々はかかる情報についての意見を表明するものではない。しかし、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に申し述べる意見はない。

プライスウォーターハウスクーパース・
エス・エー・アール・エル

ルクセンブルグ、2012年2月10日

代表

リマ・アダス

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Gaikadate Money Market Fund

We have audited the accompanying financial statements of Gaikadate Money Market Fund and of each of its sub-funds, which comprise the combined statement of net assets and the statement of investments as at October 31, 2011 and the combined statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé ”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé ”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé ” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Gaikadate Money Market Fund and of each of its sub-funds as of October 31, 2011, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.

Luxembourg, February 10, 2012

Represented by

Rima Adas

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を文書化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
ミュンスバッハ 株主各位

2010年4月30日付の株主総会による任命を受けて、我々は、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2010年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および重要な会計方針の要約、その他の情報で構成される添付の年次財務書類を監査した。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に關してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、年次財務書類の作成および表示についての責任ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない年次財務書類の作成および表示を可能にするため、取締役会によって決定されるその内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいてこれらの財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々はルクセンブルグの「金融監督委員会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は「公認の監査人」の判断に依拠しており、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、「公認の監査人」は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。また、監査は採用されている会計基準の適切性および取締役会によってなされた会計見積の合理性の評価とともに財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、財務書類はジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2010年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績を真実かつ適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人

〔署名〕
ダニエル・メイ

ルクセンブルグ、2011年 3 月25日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Japan Fund Management (Luxembourg) S.A.
Munsbach

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated 30 April 2010, we have audited the accompanying annual accounts of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé” (continued)

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Japan Fund Management (Luxembourg) S.A. as of 31 December 2010, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Daniel MEIS

Luxembourg, 25 March 2011

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。